
平成27年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成27年6月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成27年6月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君

総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、6月議会のトップを切って一般質問をさせていただきます。私のきょうの一般質問は2点でございます。

1つは、うきは市立藤波ダム公園の位置及び面積等の検証について。2番目が、安心生活創造（地域支え合い）事業の実態について。以上、2点について、高木市長に質問をいたします。

まず、第1点は、うきは市立藤波ダム公園の位置及び面積等の検証について、高木市長に質問をいたしますが、高木市長が就任前の平成22年12月議会にて可決された議案に対するもので、迷惑ではありますが、関係職員からの事務引き継ぎ等があると思われるので、あえて質問をさせていただきました。

藤波ダム周辺の公園施設を市立公園として編入するための条例を平成22年6月議会に提案されましたが、面積は17万1,365平方メートル、つまり17ヘクタールでもあり、広大な面積の公園となり、その維持管理費として550万円を当初予算に計上してありましたが、議員から反対の意見が提出されたために議案を撤回した経緯があります。

市立公園として編入する範囲を限定して、平成22年の第6回定例会、つまり12月の定例会に議案を再提案しましたが、提案された議案には編入する範囲が限定されていなく、うきは市が設置する公園は周辺施設の一部であるのに県との協定書に明記されていないなど、議会が求めている項目が網羅されていないなど、総務産業常任委員会では納得できずに、議案否決の意見も提議されました。

しかし、翌23年2月には、うきは祭り実行委員会では、既に、藤波ダム公園周辺施設の多目的の広場で恒例のうきは祭りの開催を決定し、その準備を進めて、開催周知を行っているなど、議案否決による大きな混乱を回避するために条件を付して可決せざるを得なくなりました。その結論に達したために、本会議では、総務産業常任委員会での議案審査の経過と結果を報告し、可決条件を強く要求したもので、執行部を信頼して承知したものでありましたが、本年度当初予算案の審議で藤波ダム周辺施設についての福岡県との協定書の提示を求めましたところ、平成20年10月17日付の協定書を提示し、これ以外に文書は存在しないとの回答でありました。それが事実なら、議案可決の条件を無視した議会軽視の行為であり、議会の議決権を剥奪するもので絶対に許される行為ではありません。執行部として議決条件をどのように解釈して、どう対処されたのか、それを検証するために、次の5項目について質問をいたします。

まず、1番目に、藤波ダム周辺公園施設は、市立公園として維持管理する部分と河川占有許可部分に区分されてありますが、その面積はどうなっているのか。

2番目に、市立公園として「編入する範囲を限定する」としていたが、福岡県との協議の結果はどのように決着したのか。

3番目に、公園周辺施設のうち、ダム建設に伴い新設された市道及び廃止市道の本数及び延長距離、面積等はどうなっているのか。

4番目に、維持管理費の県の負担はできないが、「造林事業補助金、従来の助成制度でお願いしたい」との提示がなされてありましたが、その後、この提示はどうなったのか。

そして、5番目に、藤波ダム本体下流左岸の土捨て場の総面積及び整備された施設にはどんな物が含まれるのか、その資料を添えて提示をお願いしたい。

以上、5項目であります。一般質問は、御承知のとおり時間の制約を受けてありますので、時間稼ぎの答弁でなく、簡潔、明瞭に答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、うきは市立藤波ダム公園の位置及び面積等の検証について、大きく5点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、藤波ダム周辺公園施設の内訳についての御質問であります。当該用地は、河川法上の河川区域の第2号の区域に指定されており、底地は、国土交通省の名義になっており

ます。その面積は、全部で17.1365ヘクタールであります。この区域を平成22年3月31日に、うきは市が河川の土地占用及び工作物の新築許可を受けて占用をしております。維持管理費の軽減を図るため、市立公園として維持管理していく部分と、河川占用許可部として最低限の管理をしていく部分とに分けております。その面積は、市立公園として維持管理していく部分が3.64ヘクタール、河川占用許可部として維持管理していく部分が7.76ヘクタール、斜面道路が5.7365ヘクタールとなっております。

2点目が、福岡県との協議の結果についての御質問であります。議員御指摘の点につきましては、藤波ダム周辺公園施設の維持及び管理に関する協定書の変更要望に関することと理解をしております。協定書につきましては、平成23年3月の定例会、予算委員会におきまして、今から申し上げます内容で御説明を申し上げます。協定書は、本施設の維持・管理に関し、市の行為に一定の制約を課すものであるが、引き受けた後の維持・管理等の行為については、この協定書内の行為であれば特に問題はない。引き受け後に市立公園に編入することについては、協定書内の行為であり、協定書の内容変更をしなくても可能である。

これに対して予算委員会から、再度、県との協議を行うべきとの指摘を受けたことから、平成23年4月20日に、県と再協議を行いました。予算委員会で御説明を申し上げた内容と同じ回答であったと承知をしているところでございます。

3点目が、ダム建設に伴う市道の新設、廃止についての御質問でございます。新設された市道及び廃止市道の本数は、新設市道1路線、変更5路線、廃止5路線となっております。延長距離及び面積は、新設市道が55.9メートル、道路敷面積351.2平方メートル、また、市道の変更分については、変更前の合計総延長は5,061.9メートル、合計総道路敷面積は3万2,616.8平方メートルであり、変更後の合計総延長は4,124.3メートル、合計総道路敷面積は4万1,857.2平方メートルとなっております。新旧の延長の距離差は、マイナス937.6メートル。道路敷面積は、プラス9,240.4平方メートルとなります。それから、廃止路線の総延長距離は1,390.6メートル、道路敷面積は7,261.8平方メートルとなっております。

4点目が、維持管理費についての御質問でございます。市立公園として、その範囲を明示しているところについては、ボランティア活動として地元を初め、各方面の方々の御協力をいただき、草刈り等を実施しているところでございます。また、樹木地として整備されているところについては、県の造林事業補助を受け、森林組合に委託し、下刈り業務を行っているところであります。

5点目が、藤波ダム本体下流左岸の土捨て場についての御質問でございます。ダム下流左岸の土捨て場の面積は、約2.61ヘクタールとなっております。公園部分が約1.41ヘクタールで、

その敷地内には、駐車場、トイレ、歩道が整備されており、のり面の樹木地が約1.2ヘクタールであります。詳細な内容については、平成21年5月28日付の文書である藤波ダム下流左岸整備工事の竣工引き渡しについてに記載されておりますが、これらにつきましては、住環境建設課より提示することが可能であります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） まず、1点目の藤波ダム公園施設。これは、市立公園としての部分が3.64ヘクタールですね。その他が7.76ヘクタール。道路敷と、そういうものが5.7365ヘクタールということですが、私が申し上げておるのは、問題は、藤波ダム公園に編入する部分が県と限定するということでありましたから。

それから今のお話では、予算委員会ではございません。6月議会で行ったから、一番最初に出てきましたのは、22年6月議会なんです。予算委員会、3月であります、3月じゃなくて6月ですよ。6月に出てきましたけれども、余りに内容がずさんであったわけですね。

ここにそのときの議事録を持ってきておりますが、うきは市浮羽町小塩582番地から同所6270番地の1までの巨瀬川右岸及びうきは市浮羽町妹川915番地から同所914番地までの持木川左岸、持木川が入っているんですよ。同じく、うきは市浮羽町小塩1768番地から同所1770番地の3までの持木川右岸の部分でございます。この部分を市立公園に編入するというものでありましたから、おっしゃってる市立公園に編入する部分と、以前、平黒橋というのがありましたが、その平黒橋の上流まで編入するということですから、総務産業常任委員会では、とてつもない面積になってあるから、これをうきは市に編入する場合も限定しなさいということで申し上げたんですよ。

そしたら、じゃあ、とりあえずこの議案は取り下げますということで取り下げさせていただきました、6月議会では。そして、12月議会に再度この案が提案されたわけでございます。

その提案理由としては、県との協議が成立したのということで資料も出していただきましたけれども、それが6月議会の資料と全く変わらないから、これではだめだということになったんですよ。したがって、きちっとその3.64ヘクタールというのを協定書の中にうたいなさいということだったんですよ。それをうたっていないでしょう。そのとき出された協定書というのが、これは、ここに協定書、その当時のやつを持ってきてありますけれども、これは平成22年11月22日付の資料なんです。皆さん方が出されたのは、22年11月22日の県の協定書の資料を出して、12月議会に出してありますから、その中には、6月議会でも指定したように、藤波ダム公園に編入する部分、限定するということだったが限定がなされていないじゃないかと、したがって、もう一遍協議をしなさいということだったんです。それをやられたんでしょうか。やった実績がありますでしょうか。

今、23年ですか、県と協議したということでありましてけれども、その23年4月20日の協議の結果はどうなったわけですか。今おっしゃったでしょう。23年4月20日に県と協議した。その協議書は、どうなっているわけですか。これについて答弁を願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、1点目でございますが、議員御承知のように、当初、この維持管理の協定書は、平成20年10月17日で協定を結んでおりました。このときは、議員御指摘のように、かなり施設の管理等の第4条の条文が広範な範囲で市に責務が課されるような内容になっておりました。そういうところから、平成22年6月に議会からのいろんな指摘を受けて、その後、平成22年11月22日に再度新たな協定書が結ばれて、第4条で施設の管理等の表現が変わってきております。当初の協定書は細部にわたる縛りがあったんですが、それが非常に包括的、包含的な表現になったということでありまして、しかしながら、議員が御指摘されるように、この広大な土地——17ヘクタールを超える広大な土地の維持管理は、うきは市でということは何ら変わってございませぬので、再度12月の議会の議論を受けて、先ほどから答弁させていただいておりますように、23年4月20日に県と再度協議をしたんですが、その考え方、その公園だけに特化して維持管理だけを狭めるという、そういうところまでには至ってないということをお答えさせていただいたところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、20年10月17日ですか、協定書。県との協定書というのがあります。この協定書の中に第3条というのがありますよ。業務の区域ということで第3条。20年10月17日、福岡県との協定書ですよ。この第3条に、（2）ビオトープというのがあるんですよ。どこかという、持木川の上の湿地帯ということ。ところが、これをもう一遍、県と協議し直しますからということで協議をして出されたのが、22年11月22日の協定書ですよ。わかりますかね。22年6月議会に出した協定書は、20年10月17日の協定書。これではだめだということで、もう一遍、県と協議をやり直しますからということで議案を引っ込めた。そして、12月議会に出されたのが、22年11月22日の協定書。第3条を見てください。全く変わってないんですよ。平黒橋の上の持木川の湿地帯まで一緒に含まれてありますから、そうじゃだめだ。いわゆる17.——ヘクタールあるけども、そのあたりで実際に公園に編入するのは限定するということだったから、それを協定書でうたってくださいというのが12月議会の議決の条件だったんですよ。

それを皆さん方は、23年4月20日にいろいろ協議した。なぜ総務産業常任委員会にその条件を提示しないんですか。皆さん方だけが進めとって、総務産業常任委員会では条件つけとんの、それを全く全うしてないということでしょう。じゃあ、23年4月20日の協定では、どう

いう文書ができていますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 手元に平成23年4月20日の県との協議内容の記録を記した資料、私、手元に持っているんですが、この資料は、たしか時期が、日にちまではっきりしないんですが、平成23年5月に全議員に、これが紙ベースとして、県との協議結果が皆さんに配付されたと、こういうふうに承知をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 議員に配付されておれば、総務産業常任委員会でいろいろ問題は出てこないんですよ。もう一遍それは調べてみますけど、23年5月の全員協議会で配付したということですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 大変申しわけありません。全員協議会ではなくて、多分、個別資料配付——全議員に個別資料配付だと、このように思います。23年5月ごろは間違いないんですが、何月何日までは押さえてないところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、その23年4月20日の県との協定書では、どのような文面になっているわけですか。私も見たことないもんですからね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから何度も答弁させていただいてますように、残念ながら、県と再度協議したんですが、県の考えは当初どおり変わらず、広い範囲での管理ということになったということでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 管理はいいんですよ。管理はいいんですけども、藤波ダム公園に編入するという範囲を限定してくださいということを申し上げとったんですよ。それが変わってないわけですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） その件については、冒頭の回答で申し上げましたように、全体が17.1365ヘクタールで広大な土地を管理するようになっていっているわけなんですけど、市立公園として維持管理していく部分については、そのうち3.64ヘクタールというふうに特定をして、その旨の対応をさせていただいているということでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 3.64ヘクタールというのは、県の、23年4月20日の協

議前から決まっていることですよ。決まってる3.64ヘクタールを市立公園に編入するという
ことで限定してあるということですから、その協定書の中にそれをうたってくださいというのが
条件だったんですよ。17ヘクタールの中で3.64ヘクタールは、藤波ダム公園に編入する
ということに協定をやり直してくださいというお願いをしとったんですよ、総務産業常任委員会
はですよ。

だから、皆さん方は、編入するということですが、25年の成果表持ってきてありますが、じ
ゃあ、藤波ダム公園は、何でこの21年のままですか。編入してあるでしょう。22年12月議
会が終わって、条例の中でそれをうたってるでしょう。うたってるけれども、この面積は全く、
21年のままですよ。土地2万6,158平方メートル、土地がですね。それから、建物につい
ては、全く書いてありませんよ。非木造ということで、14平米というのは書いてありますよ。
全く入れてない、編入するということであるけれども入れてない。だから、この面積はなぜ入
れないんですか、だったら。23年4月20日にそういう協定が組まれたら、3.64ヘクタ
ールも編入するということで協定はなされたということでしょう、言いかえれば。それは変わっ
てないんですよ。

藤波ダム公園ですか、2万6,158平方メートル。それから建物が非木造で14平方メー
トルと出てあります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、御指摘の成果表は、巨瀬川の左岸川の底地が、うきは市の土地の公
園のことを指しております。今、議論になっているのが、右岸川の底地に、県が管理でございま
すが、そちらの議論については別な格好になってますので、そのところは御理解をいただき
たいと思います。

なお、再三にわたる議会からの指摘で、なぜ県との協定書、市の公園を狭めて特定できないか
ということに対しては、また、この23年4月20日の記録、全議員にお配りしたんですが、再
度必要であれば、またお配りいたしますけれども、その中にも明記しているんですが、県が言う
のは、市の条例で市立公園に編入し管理を行うことについては県が制約する事項ではありません
が、協定書に市立公園の範囲を明示することは、市への制約事項を増す行為となると考えてある
と、こういう下りがあるところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今出てる面積は、巨瀬川の左岸の部分だということですね。と
ころが、条例では、藤波ダム公園というのは、うきは市浮羽町小塩5991番地の3から同所
6152番地の2までの巨瀬川右岸と書いてありますよ。当然、右岸の面積を入れなきゃならん
でしょう。右岸と書いてあります。左岸だけならわかりますよ。右岸と書いてあるのに――恐

らく改正になったのは、22年12月22日の条例第48号で改正になってると思いますよ。条例の改正をやってると思いますよ。ところが、条例だけ改正して、面積等については、それが全く入れてないということですからお尋ねしてるわけですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、藤波ダム周辺の公園については、右岸と左岸と、2カ所の公園を設置させていただいて、それを条例で明記をさせていただいております。

今、議員御指摘なのは、それとは別に、決算の成果表の記載の方法でございますので、そちらについては、底地がうきは市で、うきは市が管理している公園について明記させていただいております。今、議論になっている右岸側は、トータル的に河川法上の河川占用許可を受けた中で、一部分を公園区域として管理しているもので、そこに決定的な違いがあるということをお理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） だから、これをですよ、22年12月議会の際に問題になったんですよ。藤波ダム公園に編入するということだが、17ヘクタールでは広大な面積になるから、3.64ヘクタールが公園だということですから、それを県と協議して、その部分だけを藤波ダム公園に入れるようにということをお願いしたんですよ。それをやってないということなんですよ。

時間が過ぎてありますので次に参りますけれども、ダム建設に伴うところの道路——新設道路が1本ということですね。55.9メートルですか。それから路線の変更が5本ということですね。それから廃止が5本ということですが、これらは、道路法で定められてある手続はとってるわけですか。その11本については。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当の住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 御指摘の分でございますが、うきは市道の認定、変更、廃止の手続というところでございまして、これは藤波ダム建設に伴う変更、廃止手続のほうを21年11月16日決裁におきまして、変更、廃止手続のほうを行っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 21年11月16日に決裁というのは、市長決裁を受けたということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 道路法では、第8条第2項に市町村長が路線を認定しようとする場合においては、当該市議会の議決を経なければならないということで、今度も出てきてありますけど、道路というのは議会の議決がないと認定できないわけですよ。市道1本新しくつくった。じゃあ、まだ認定やってないということなんですよ。それから、建てかえが5本ですか、廃止が5本、10本。これについても、言いかえりゃ議会の認定を受けてないということでしょう。議会の議決を受けてないということなんですよ。なぜ、法律で決められていることをやってないんですか。路線の廃止または変更というのは、道路法第10条第3項に、路線の廃止又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならないというのが法律なんですよ。なぜ21年11月16日、決裁はしましたでしょうけど、議会の認定はなぜ受けられないんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当の住環境建設課長に答弁させます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 先ほど申しましたうきは市道の認定、変更、廃止手続きにつきましては、決裁のほう平成21年11月16日に受けまして、議会の議決日が平成21年12月15日になっております。市道認定の手続のほうを議会のほうで議決を受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 11月16日決裁ということですから、じゃあ、何で認定を受けないかということも、議会の議決を受けないかということであって、今、12月15日、じゃあ、その議会に提案した本数は何本ですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 変更の部分につきましては、変更、2級市道1本、そのほか市道が5本、廃止手続が6本、それと2級の分、新規が1本でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実は、私は、せんだって住環境建設課で道路の図面を見せていただきました。ところが、この図面では、まだそのままの状態で放置されているわけですね。例えば市道の番号96、97、98。それから、もうダム湖底に沈んでありますが、110号と103号ですか、こういうものがまだそのまま放置されてる。それから、建てかえ道路が、93、

94、95ということで建てかえられてあります。新しい道路は、図面は、そのものが出てありますけれども、明示されていないという状況でありますからお尋ねしているわけですよ。いま一度、21年の、おっしゃった12月15日の議事録はまた見せていただきますけれども。

次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、のり面ということですが、これについては、総務産業常任委員会では、補助が出ますという説明がなされてありますよ。そこにも書いてありますように、藤波ダム周辺施設の維持管理費は、県は負担できないけれども、造林事業ということで、のり面とかそういうものについては、従来の助成制度でお願いしたいという向こうからの提示があつてるんですよ。そして、22年度の当初予算で予算に組み込まれてるんですよ。当初予算550万円という予算が組み込まれて、その中に89万円ですか、県からの補助が受けられますということで説明がなされています。どのくらいの年限かといったら、恐らく5年間ぐらいは補助が決まるでしょうという説明が総務産業常任委員会ではあつているわけです。それは、どうなっているわけですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） このことに関しましては、当初の答弁でも申し上げましたように、県の造林事業補助を受けて、森林組合に委託し、下刈り業務を今も行っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） このものについては、22年度の当初予算では市の収入に入っておったんです。それがもう全く、市経由ではなくて森林組合に交付されるということが決まったわけですか、協議で。お願いはそうだったんですよ。藤波ダム公園の維持管理費は負担できないけれども、のり面等については負担をしましょうということで了解を得ておったわけですね。こののり面というのは、面積が5万1,850平方メートルですか。したがって、22年度の当初予算では129万6,250円かかりますということで、予算計上しておったんですよ。この中で、造林事業ということで補助をいただきます。この補助は、5年間ぐらいはいただけますということを総務産業常任委員会では説明があつておったから、ことしの3月の予算特別委員会的时候、県から全く金が来てないかということで、来てありませんということだったからですね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） その件については、担当の住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 先ほど質問のありました河畔林部分の造林補助金でございますが、平成23年度から4年間、総額103万3,560円が補助金ということで市のほうに入っております。その後、市のほうから森林組合に委託して下刈りをしていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 23年から4年間ということは、27年までということになりますね。103万3,560円ですか。総額で。ということは、最初の県の約束の金は入ってき
てないということですね。22年度の当初予算では79万円の予算が組まれてあったんですよ。
79万円の補助がいただけますということですよ。年ごとの金額がわかってあったらお願いした
いと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当の住環境建設課長に答弁させます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 23年度につきましてが18万440円、24年度につきま
してが23万3,040円、25年度につきましてが32万8,520円、26年度につきまして
が29万1,560円でございます。

以上でございます。

こちらにつきましては、下刈りの回数等につきまして予算の変動があります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 言いかえれば、このものについては、総務産業常任委員会で約
束していた金額が全く入ってき
てないということなんですよ。総務産業常任委員会では、22年
度予算で129万円の経費に対して79万円の補助が入ってきます。この金額は5年間は入って
きますということだったんですが、今の説明では、一番少ないのは23年で18万440円とい
うことなんですね。22年度は79万円の予算組んでおったんですよ。それが、わずか18万円
しか入ってこない。一番多いときでも25年の32万8,520円ということですから、これに
ついては、なぜ県との約束が——県が守ってくれないのか、皆さん方、県と交渉したことがあ
るのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当課長のほうから、23年以降の詳細な話を答弁させていただいたん
ですが、今、議員の御指摘は、22年の県からの補助金はどうなっているかという御指摘であり
ます。こちらについては、再度調査をして、後で回答をさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 最後になりますけれども、5番目の藤波ダム本体下流左岸の土
捨て場の面積ですね。これについては、藤波ダム公園に、巨瀬川の左岸のほうですね、面積は先
ほどありましたけれども、施設はどんなものがあるわけですか。施設は。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 敷地内には、駐車場、トイレ、歩道等が整備されております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） したがって、トイレ等が設置してあるということではありますが、この成果表の中には、建物が14平方メートルですが、14平方メートルのトイレが設置されてあるということでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりです。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） あのトイレは、藤波ダム公園の副産物ということでしたら、わけですか。トイレが設置されているということですから。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 全て県のほうが設置して、市のほうに引き渡しを受けているということでありまして。この引き渡しについても公文書が残っているところでありまして。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この問題については、また総務産業常任委員会でも皆さん方が非常に疑問に思っておりますから、総務産業常任委員会でも質問させていただく。

そして、時間がありませんから次の2番目に移らせていただきます。

安心生活創造（地域支え合い）事業ですね、これについて質問をさせていただきます。

地域支え合いというのは、つづら山荘に設置されたコールセンターの安心生活創造事業（地域支え合い事業）の実態解明について、高木市長に質問いたします。

平成24年度に、テレビ電話8台を設置して、地域支え合い体制づくり事業をきっかけに、平成25年度から新規事業として、この事業が始まったわけでありまして。見守り対象である高齢者の総合支援とともに、コールセンターで業務を行う障害者の就業継続の支援事業を行うために開設されて、その運営は、久留米市田主丸町所在の一般社団法人やすらぎ会に委託をし、平成26年度までは、その経費の全額を国庫からの補助金によって行ってきました。

業務委託仕様書では、人件費として、従業員及び福祉コーディネーター合わせて3名分、給料690万円、業務を行う障害者賃金3人分300万円と記載されてありますが、この業務者には、特定者の雇用はせずに、障害者登録制度を導入して、現在数76名が登録されてあります。そして、この中から随時に抽出、招集をして、単価として1時間300円ですね。それから、最大限で900円の業務料が支払われているわけでありまして、業務を担当しなくても参加するだけで賃金が支払われているという情報が、吉井町に居住する住民から寄せられたわけでありまして。

さらに驚くべき実態として、業務を担当する高齢者の募集には、現職の市議会議員の協力依頼があったので世話してると。それから、議員本人の説明では、この募集については、高木市長から事業への協力依頼があったので動いていると釈明しているとのことですが、議員が紹介した障害者は30人程度に及ぶそうでありますけれども、この事実は雪だるま式にだんだん拡大していますが、法律及びうきは市の条例には抵触しないのか。また、職務に関し地位を利用した不正の疑惑が持たれる行為ではないかとの厳しい批判が訴えられてありました。市民の疑惑を解くためには、地域支え合い事業及びこの事業の受託者、やすらぎ会の事業実態を究明する必要があることから、次の4項目について質問をさせていただきます。

地域支え合い事業は、平成25年度に高齢者世帯16戸と障害者世帯3戸にテレビ電話を設置しましたが、現在は、このテレビ電話は何台設置されてあるのか。

それから、基本事業と選択事業に区分されてありますが、事業委託の条件、委託先の選定及び委託料の算出根拠はどうなっているのか。

さらには、サロン事業では高齢者の募集協力を市長みずから依頼したとの話がありますが、参加者に1時間300円の報酬支払いの事実を市長は把握しているのかどうか。

それから、4番目に、参加者募集の協力者には市議が携わってありますが、市民から不正の疑惑を持たれる行為ではないかとの指摘がありますが、市長はどう判断されてあるのか。

市長の的確な御回答をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 答弁する前に、先ほどの藤波ダム左岸側の公園の答弁について、私、誤りがありましたので、訂正とおわびを申し上げたいと思います。

トイレ等の工作物を含めて、県から移管を受けた——引き渡しを受けたというふうに答弁をさせていただいたんですが、正確には、底地のみを引き渡しを受けて、工作物等については市が整備をしたものであります。大変大きな誤りの答弁をして申しわけありません。

それでは、ただいま、安心生活創造推進事業の実態について、大きく4点、御質問をいただきました。

1点目が、テレビ電話の設置数についての御質問であります。平成26年度は18カ所に設置をしておりました。平成24年度より設置してきた個数の合計は35戸であります。入院等により撤去した方が4人いますので、現在は31戸に設置をしております。

2つ目が、事業委託の条件等についての御質問であります。地域支え合い体制づくり事業は、平成25年1月に開始したもので、高齢者を障害者がテレビ電話で見守ることで、高齢者の安否確認、社会参画を推進するとともに、障害者の皆さんには働き場を創出することで、障害者の皆さんの生きがいに役立っているところであります。

事業委託の条件は、コールセンターの運営、テレビ電話の設置及びネットワークの管理であり、平成25年度からはサロン事業の運営等も加わっております。

現在この事業は、一般社団法人やすらぎ会に委託をしております。当法人は、以前からテレビ電話の見守り事業や保育所受付代行業務などを、厚生労働省のモデル事業として実施した実績があり、平成24年度からは久留米市で就労継続支援B型事業所レガートを運営しております。同事業を委託するに当たり、前述のとおり、事業委託の能力を有していましたので、うきは市競争入札等参加者選定委員会において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものとし契約を行っております。委託料の算出根拠についてですが、平成26年度を例に説明しますと、安心生活創造推進事業の国庫補助基準額をもとに、見守り対象者を30名程度と見込み、声かけを行う障害者に支払う賃金、彼らを支援するスタッフの人件費、テレビ電話ネットワークの維持管理費及び備品購入費等を算定の基礎としております。

3点目が、高齢者の募集についての御質問でございますが、コールセンターのオペレーター業務を担う障害をお持ちの方を募集するために、障害者福祉協会を初め、各団体等に協力依頼を行いました。

1時間300円の報酬支払いについてでございますが、やすらぎ会の障害者の方の工賃が1時間300円、1日最大900円となっていることは把握をしております。報酬については、コールセンターオペレーター業務に従事をされている障害者の方たちが、工賃として受け取っているものであります。サロン事業に集まっている高齢者の方に対して報酬等の支払いは行われておりません。

4点目が、参加者募集の協力者に市議がかかわっているということについての御質問でございますが、市の事業に協力をいただいている市議については感謝をいたしております。疑惑を持たれるような行為はないと考えております。もし、市民の皆様から疑惑が指摘されているのであれば、私といたしましては、この事業内容の説明が市民の皆様に対して十分ではなかったものと感じているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、26年度のことでお話しされましたが、26年度の業務委託仕様書というのがありますけれども、この仕様書でいきますと、ひとり暮らしの見守りの家庭に電話するのは、仕様書では3名になっているわけですよ。障害者賃金ということで710円ですね。1日5時間。23日の12カ月で3人分というのが見込まれているわけですね。仕様書では、障害者の雇用拡大というのが目的でありますからですね。

ところが、この仕様書の委託料の内訳とは全く別なことをやっているわけでしょう。3名の方を常時雇うんじゃないくて、この300万円の定額をみんなで分かち合うということですね。そう

ということになるでしょう。3名雇ってるんじゃないでしょう。3名じゃなくて76名でしょう。

(「3名の……」と呼ぶ者あり)

3名は、先ほども申しあげましたように、地域福祉コーディネーターというのが、1日に7,200円の23日で200万円という金額が見込まれてあるわけ。それから、さらに、従業員賃金ということで2名分470万円というのが見込まれてあるわけですよ。従業員賃金が7,200円で23日の12カ月で2人分。3名は給料なんですよ。それ以外は、呼びかけとかそういうものは、賃金として3人分が計上されてあったんですよ。委託料の仕様書の中ではですよ。だから300円で雇うというような仕様書じゃないんですよ。こういう仕様書が変更になっているわけなんですよ。ここに、業務の遂行について必要なことは、うきは市と協議を行うということですが、そういう協議はなされたかどうかということなんですよ。協議がなされてあるかどうかお願いしたいと思います。その協議。

○議長(岩佐 達郎君) 市長。

○市長(高木 典雄君) 基本的に、この業務の人件費は大きく2つあります。オペレーター等に従事されます障害をお持ちの方の工賃、その障害をお持ちの方をサポートする支援員の人件費と、大きく2つに分かれてて、そういう視点で御理解をいただければと思います。

それから、今回は、業務委託契約で締結をさせていただいております。いわゆる工事等の請負工事契約とは違って業務委託契約、内容にもよりけりではありますが、こういう内容につきましては、年度末に精算報告というか、事業実績報告をいただいて、精算行為として対価を支払っているところでもあります。精算に至るまで年度の間におきましては、それぞれ発注者、受注者がいろんな事業について協議をして、当初の仕様書どおりにならないことは多々あるところでもあります。

議員も御承知のように、我が国の民法では13の典型契約を例示しているわけなんですけど、その中の労務提供契約については、雇用、そして請負、委任と3つあると思います。雇用というのは、基本的に我々が、職員がみずから直営でやること。一方、対極的にあるのは請負であります。これは、工事契約に代表するように、その成果品というか、工事完成品だけが目的でありまして。

(「議長。私の質問しとるのは、仕様書と違う方向に行っておりますが、協議を行いましたかということを知りたいわけ」と呼ぶ者あり) その説明をさせていただいて。(「時間がありませんから」と呼ぶ者あり) その説明をさせていただいてるんですが、委任というのは、まさに成果の目標だけではなくて、委任者である市と受任者であるやすらぎ会が一体となって事業を行う必要がありまして、事業のあり方については、お互いが協議をしながらやるというのが民法で定める委任であります。

受託業務の中には、例えば冷房施設の点検みたいな請負に近いところもあるんですが、こういう事業については、お互い、発注者と受注者がそれぞれ事業を話し合いながらやっていって、出

てきた結果、精算としてお金を、対価を支払う。こういう内容であることを、ぜひ御理解いただきたいと、このように思うわけであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間になりましたので、あとはまた機会を捉えて、この問題については質問をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 5番議員の佐藤でございます。議長の許可を得ましたので質問させていただきますと思います。私は、7点ほど質問させていただきます。

それでは、教育関係についてお伺いしたいと思います。その前に、私は、小学校、中学校のPTA会長、その後、保護司また民生委員・児童委員、特に、主任児童委員では各学校、各保育所、キー・ノート等の施設を訪問させていただきました。世の中の教育行政並びに教育法も日進月歩で変わっていく中、常々私なりに問題意識を持っておりました中の一端を質問させていただきます。

1、教育委員会制度について。

（1）新制度についてどう思われるか伺う。

（2）うきは市では教育委員会制度はどのように変わるのか。

（3）新教育長の仕事や役割はどのように変わるのか。

（4）総合教育会議が設置されるが、首長と教育行政の関係はどうなるのか。

以上、4点について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま教育委員会制度について4つのお尋ねをいただきました。

1点目が、新教育委員会制度についての御質問でございますが、平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、そして迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、さらには、地方に対する国の関与の見直し等を基軸に、教育委員会制度の改革が行われたものと認識をいたしております。

2つ目以降の御質問については、教育長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市の教育委員会制度についての御質問ですが、うきは市では経

過措置を行っており、現在の教育長の任期が終了した時点で教育委員長の職は廃止されます。その後、市長が議会の同意を得て、新しい教育長を任命することになります。なお、総合教育会議につきましては、本年度から設置いたします。

次の新教育長の仕事や役割についての御質問ですが、新制度では、任期3年の教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。具体的には、会議の主宰、事務執行の責任者、事務局の指揮監督者、委任された事務の管理・執行状況の教育委員会への報告、緊急時に教育委員会会議の招集などを行います。なお、教育委員から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることもできます。

次の総合教育会議における首長と教育行政の関係についての御質問ですが、総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や、重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場になります。両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されています。

会議において調整がついた事項については、それぞれの立場を尊重し、事務を執行することになります。例えば大綱の策定、予算を伴う教育施策などで、少人数指導特別教員の配置、校舎改築、小・中学校再編などが考えられます。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 1番についての市長の答弁でございますが、漠然とした話でございましたけど、市長の教育に対するスタンスが一番大事だろうと思うわけです。だから、その点について、さらに具体的な取り組みを考えておるならお話を伺いたいと思います。

それと、2番目についてでございますが、この教育委員会制度については、それで教育長——首長、教育委員会、それぞれの立場的な考えがあると思いますけど、ぜひ民意が反映されるように遵守してもらいたいと思いますがいかがか。

それと、3点目でございますが、まだまだなされてないようでございますけど、もし新制度になった場合、仕事や役割について、新教育長の使命感を持って、発揮してもらいたいのがいかがか。

それと、4点目の答弁の件でございますが、まだされてないということでございますが、先日、筑後市では、5月16日、総合教育会議が開催されたということで新聞に載っていたわけですが、うきは市では、いつごろ開催するのか。その点の答えをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今回の新しい制度で、首長が教育行政に果たす責任や役割がしっかり明確になったということが何よりも大きいのではないかと思います。そして、私自身が、公の場で教育行政について議論することが、総合教育会議等々で求められるわけでありますので、私に対する責務がより一層大きくなったものと、このように認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 3点ほどお尋ねがあったかと思えます。教育委員会として、市民の声をしっかり反映しなさいということかと思えます。そういったことにつきましては、今後とも十分留意して取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の新しい教育長の使命感ということですが、新しい教育長は非常に責任が重くなるというふうに私は捉えております。現在、私は教育長としてやっておりますが、うきは市の子供たちのために、しっかり働いていきたいと思っておりますし、新しく教育長になられる方もそのようなお考えではないのかなと思っております。

3点目の筑後市のほうで総合会議のほうが既になされたというのは、私も新聞報道で知っておるところでございます。うきは市につきましても、近々しかるべきときに総合教育会議を行いたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 総合教育会議の構成図ですかね、メンバーはどのようなメンバーになっているか伺いたいと思えますが。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総合教育会議のメンバーにつきましては、基本的に、首長と教育委員でございます。必要に応じまして意見聴取者を求めることができるということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2番、地方創生と教育について。

（1）当市において地方創生を推進する上で、何が重要だと考えたとき、行き着くところは優秀な人材の育成と、その活用に尽きると思えます。そういう観点から、学校教育の果たす役割を市長はどのように考えているのか伺う。

2点目、学校、特に小学校は、地域住民にとって心のよりどころであり、地域の文化センターでもあります。市内山間部の小学校では児童の減少が進んでいますが、単に経済的効果のみで統廃合を考えるのではなく、先に申し上げましたように、学校の地域における役割や住民の思いを大切にすることが地方創生の観点からも重要なことであると思うが、市長の考え方を伺う。

以上、2点についてお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま地方創生と教育について2つのお尋ねをいただきました。

1点目が、地方創生と教育についての御質問でございますけれども、平成26年12月27日に、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、当市においても、うきは市ルネサンス戦略本部を設置し、3つの検討部会、産業創生部会、きずな創生部会、地域創生部会を設けて、地方版総合戦略を策定中であります。その1つの部会でありますきずな創生部会におきまして、若

い世代の希望をかなえるための支援や、子育て世代の希望をかなえるための支援、環境整備など、教育の充実と子育て支援の両面から検討を行っているところであります。教育にかかわる具体的な内容については、教育長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 地方創生と教育についての御質問ですが、学校関係の事業につきましては、人口減少社会における教育の質の維持向上のためのICT活用、学校を核として、地域と学校が連携・協働した取り組みや、地域資源を生かした教育活動を進めることにより、地域を担う人材育成のためのキャリア教育、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域コミュニティの形成、活性化を図るため、コミュニティ・スクールの導入などが挙げられます。

2点目の小学校における児童数の減少と統廃合についての御質問ですが、うきは市の児童数が平成17年は1,975人、本年度は1,618人、平成32年度は1,544人と推定され、減少していきます。平成27年1月27日に、文部科学省では、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置に関する手引きの策定・通知をしています。その中で、望ましい学級数の考え方として、小学校では、まず、複式学級を解消するためには、少なくとも1学年1学級以上であることが必要となります。また、全学年でクラスがえを可能としたり、学習活動の特質に応じて、学級を越えた集団を編成するために、1学年2学級以上であることが望ましいと述べています。国が示す適正規模単位は学級数に基づいており、平成32年度には、御幸小学校を除く9小学校が小規模校となる予定です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 学校教育の果たす役割を経済的効果のみで統廃合を考えるのではなく、学校の地域における役割や、住民の思いを大切にすることが重要なことであると思うが、そこで質問。

1点目、例えば人口減少が進んでいる我が市においても、小学校の統廃合が考えられるが、山間部においては、登下校等の問題もあり、なかなか実現が難しいかと思われるが、篠栗町の萩尾地区では、統廃合の危機にある地元小学校の分校を守ろうと、地域外の家族を対象に、転入者向けの賃貸住宅を独自に運営し、児童数維持に取り組んでいる。我が市でも考えてみてはいかがか。

2点目、幸い、我がうきは市では、既に、姫治地区に山村留学制度があり、妹川、小塩地区にもこの制度を取り入れてみたらどうか、市長の考えを伺う。

3点目、タブレット等のICT活用等も考えられると思われるが、我が市でも考えてみてはいかがか。

以上、3点について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま篠栗の事例の御指摘がありました。先ほどから答弁させていただいてますように、今、地方創生ということで総合戦略を練らしていただいているところであります。

議員御承知のように、今回の総合戦略が4つの柱が大きなポイントでありまして、1つでも欠けてもだめだと私は認識しております。1点が、地方における安定した雇用を創出すること。そして2点目が、地方への人の流れをつくること。3点目が、若い世代の結婚、出産、子育て希望をかなえると。そして最後に、時代に合った地域をつくること。この4点が重要だと、このように認識しておりまして、どれが欠けてもまずいだろうと思っています。そういう視点で、しっかり地方創生の中で我々も検討していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、議員が言われました、例えば山村留学の拡大であるとか、あるいはタブレット端末の活用であるとか、いろんなお考えがあるかと思いますが、実は、先ほど申しました手引きの中でも、児童・生徒の保護者の声などを重視しつつという文言がございます。いろいろなことを考えながらやっていきたいとは思いますが、タブレット端末につきましては、実は、姫治地区の3つの小学校、1カ月間ほど試行したという経緯もございます。そういったいろんな観点を含めまして、整理してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 地方創生を推進する上で、教育の果たす役割によって、教育の地域格差が生じてくるんじゃないかと懸念されるが、いかがか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の地方創生は——一般論で恐縮ですが、これは地域間競争、自治体間競争であるというふうに承知しております。こういうことでさらに地域格差が広がって、うきは市がおくれをとることがないように、しっかりした対応を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 地方創生の4項目の重点項目を言いましたけど、その中で、本当に十分に教育のことについては考える余地があるのではないかと思います。

3番、コミュニティ・スクールについて。

1、学校運営に地域の声を生かすとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たしながらともに進めるコミュニティ・スクールについての所見を伺う。

2、学校評議会、自治協議会また今後の学校教育とコミュニティスクールについてどう考えるか。

以上、2点について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） コミュニティ・スクールにつきましては、教育長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） コミュニティ・スクールについての御質問ですが、近年、公立学校には、保護者や地域の皆さんのさまざまな意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。このため、学校評議員制度の導入や、自己点検、自己評価の取り組みが図られてきました。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善と取り組みをさらに一步進めるものとして、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたものです。学校と保護者や地域の皆さんが、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであると認識いたしております。

2点目の学校評議会、自治協議会また今後の学校教育とコミュニティ・スクールについての御質問ですが、学校運営協議会は、合議制の機関で、法律に基づき、学校運営教職員人事について関与する一定の権限が付与されており、校長は、学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って、学校運営を実施することになります。

一方、学校評議員は、学校教育法施行規則に基づき、校長の求めに応じて個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるものであり、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定を行ったりするものではありません。今後、学校運営の改善を図るためには、地域、保護者のさらなる協力を得る必要があります。その1つの方法として、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、協働しながら、相互に責任を果たすことができている学校をモデルとして、将来的には学校運営協議会を設置していくことも考えられると思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 学校には、人と人をつなぐ地域づくりの拠点として、その役割があると思うので、地域住民や保護者が学校運営に参画する場所として、コミュニティスクールは、ぜひ考えてもらいたいが、いかがか。

2点目、現在、春日市では、コミュニティ・スクールを展開しているとのことを参考にしてみてはいかがか。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 春日市のコミュニティ・スクールにつきましては、承知いたしております。

ます。いろいろ情報もいただいているところでございます。

コミュニティ・スクールにしてはどうかということにつきましては、今、全国の小・中学校の1割を目指して文部科学省がいろいろ情報を提供しているところでございますが、学校の規模とか、いろんな条件もあります。また、うきは市におきましては、小・中学校と保護者、地域の——非常に地域や保護者の方からの御支援のあるところでもありますので、コミュニティスクールという形がいいのかどうか、今後、検討していきたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 学校運営に、地域の声をぜひ生かしてもらいたいと思います。

4番、少人数学級について。

35人学級の現状と成果はどうなっているのか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 現状と成果についての御質問でございますが、平成22年3月議会において、うきは市少人数指導特別教員条例を制定しています。現在、市内の全小・中学校の1年生、2年生において、30人学級を実施しています。千年小学校、吉井小学校、福富小学校、御幸小学校に各1名ずつ市独自の教員を配置しています。成果としては、少人数になり、各教科の学力の実態や、児童一人一人の実態を細かく把握することができ、個に応じた指導ができていますなどの報告を受けております。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません。先ほど、小・中学校と発言したようでございますが、小学校でございます。失礼しました。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 成果が上がっているようだが、まだまだ課題があるように思います。学校が抱える課題に適切に対応するためにも、少人数学級の実現が強く求められているんじゃないかと思います。例えば全国学力調査で4年連続の上位の秋田県は早くから少人数学級に取り組み、また、山形県では、不登校の出現率や欠席率が低下するといった傾向が見られているように、我がうきは市でも、30人、35人学級にこだわらず、地域に合った学級の取り組みを考えて見てはどうか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、4名の市独自の教員を配置しているところでございますが、1点目は、やはり財政的な問題がございます。2点目は、市独自の教員をどの時点で、どう確保するかというのが非常に難しい問題でございます。というのは、県も教員確保に走るわけでございますので、どの時点で人数が確定して、そして配置できるかということで、このあたりも大変苦慮

しております。そういった状況もございますので、御意見を参考に、またいろいろ考えてまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 多くの課題があると思いますが、今後の課題として考えてもらいたいと思います。

5番の生徒指導について。

最近では、生徒指導の面で、例えば暴力行為や不登校等の子供が増加する傾向がある中、

(1) 教室に入れない児童・生徒の実態について伺う。

(2) 保健室、図書室の役割はどうなっているのか。

(3) 不登校や教室には入れない児童及び生徒の対応について伺う。

以上、3点について伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 教室に入れない児童・生徒の実態についての御質問ですが、平成26年度中に連続または断続して30日以上欠席した不登校児童・生徒数は、千年小学校3名、福富小学校2名、江南小学校2名、山春小学校1名、御幸小学校3名、大石小学校1名、小学校全体では12名であり、うち3名が不登校を解消いたしております。また、吉井中学校38名、浮羽中学校15名、中学校全体では53名であり、うち9名が不登校を解消いたしております。教室に入れない保健室等登校の児童・生徒も数名います。

2点目の保健室、図書室の役割についての御質問ですが、保健室は、学校保健安全法第7条に「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする」と示されています。いじめ、不登校、けが、アレルギーなど、児童・生徒の心身にかかわる現代のさまざまな健康課題に対して、養護教諭等による様相観察をもとに、カウンセリングなど個々の児童・生徒に対する適切な対応を図っています。

また、学校図書館は、学校において、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理及び保存し、これを児童または生徒に供する場所です。図書司書補や司書教諭等の指導、支援のもとに、読書を通じて豊かな心を育てたり、読む力を高めたりするとともに、児童・生徒の心の居場所としても活用されています。

3点目の不登校や教室に入れない児童・生徒への対応についての御質問ですが、各学校では、組織的な取り組みを行い、多くの教員が、他の教員や関係機関とも連携しながら、不登校児童・生徒の家庭訪問などを行っています。中学校では、組織的に動くために教育相談部会があり、福祉事務所、社会福祉協議会、適応指導教室、教育センター、スクールカウンセラーなどと連携を図り、週1回、定例の会議を開催し、具体的な対応を図っています。

また、平成25年度から通級指導教室を開設し、発達障害等がある児童10名程度が通級しています。そこでは、精神的に落ちついたり、学力が向上したりして、学校生活が円滑に過ごせるようになったなどの成果が出ています。

さらに、平成26年度からは、心のレスキュー隊という県の事業を行い、市内4小学校に年間35日間、スクールカウンセラーを計画的に派遣しています。今後、市独自のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を考えていく必要があると認識をいたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2番の件でございますが、保健室、図書館というのが、役割というのが今話されましたけど、私は、本来の役割はなされていないんじゃないかなと思って、というのも、生徒・児童の逃げ場になっていないか。あるいは、気になる子供の集まりになっていないかということで質問したわけでございます。今、教育長が話されましたけど、再度、伺いたいと思います。

それと、先日、小郡市であった教育懇話会で、不登校、引きこもり等がふえ続ける現状を報告し、大人がつくり出す空気にゆとりがなくなってしまった。その価値観を押しつけても、子供は受けとめられないなどと指摘。議員立法によるフリースクール制度の働きに言及し、学びの場は学校だけではない。教育がやっと開かれてきたと、歓迎したと新聞に記載されていました。

そこで、2点目の質問でございます。2年後の制度化を目指して、今、国会にフリースクールを義務教育として認める法案が提出されるようであるが、そのことについてどのように思われるか。

以上、2点についてお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の保健室や図書館が、いわゆる子供たちの逃げ場になっているのではないかというお尋ねでございます。

逃げ場というのは、仮に子供たちが学級集団の中に居づらくなったと。そういう際に保健室に来たり、図書室に来たりすると、これはあることでもあろうし、あってもいいことだろうというふうに思います。子供たちは、一生懸命頑張って、疲れたときにちょっと休める場所があれば、またそこで元気に復活して戻っていきますので、そういう場としての保健室の役割、あるいは図書館の役割があっても、私は、差し支えないと思っております。

2点目のフリースクールにかかわる内容でございます。

私も新聞報道程度しか承知しておりません。具体的な文部科学省等からのお話等はあっておりません。その中での話でございますが、私は、子供はやはり、今回の文部科学省の先ほど申しました手引きではないんですが、一定の集団の中で育つという文言がございます。私は、やはり子

供というのは、一定の集団の中で育つ、すなわち学校という一つの組織体の中で育っていくというふうに思いがございませう。したがって、いろんなプロセスはあっていいと思います。人生を振り返ったときに、必ずしも学校だけではないプロセスがあってもいいと思いますが、私の立場では、子供たちが学校でよりよい集団を築いて、よりよい成長を遂げてもらいたい。そういうことで教育行政を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 生徒指導について、いろんな考え方があると思いますが、それぞれその立場で大変だろうと思いますが、ひとつ、生徒の指導のほど、よろしく願います。

6番、起業家育成について。

経済産業省が27年度から小・中学校を対象にした起業家育成事業を始める。地元の商工会議所や企業などから講師を招いて、モデル校で授業を行い、問題解決力や発想力などを育てる。若いうちから起業家精神を育成したいというのがねらいです。

そこで質問です。

1番、経済産業省が平成17年度から中断していた起業家育成事業を、今年度から再開したが、うきは市の取り組みについて伺う。

また、2点目でございますが、一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育であり、職業教育とは区別されるキャリア教育、このキャリア教育について、(2)で、キャリア教育と関連させてはどうか、所見を伺う。

以上、2点について。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま起業家育成について2つのお尋ねをいただきました。

まず、1点目が、起業家育成にかかわるうきは市の取り組みについての御質問であります。平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき、本市では、うきは市創業支援事業計画を策定し、先日の5月20日に国の認定を受けました。

また、うきは市としては、既存の商工業の育成と、起業や創業を希望する人の支援を行うため、本年4月の機構改革では、うきはブランド推進課内に、商工振興係を新たに設置をいたしました。今後は、この商工振興係を核として、この計画に基づき、起業に必要な知識、ノウハウ、資金調達、販路開拓などについて、市と商工会と市内の金融機関等との連携を図り、起業希望者のニーズに応じた支援メニューを展開し、起業支援を行っていきたいと思っております。

また、創業支援を具体的に実践するため、現在、地域おこし協力隊として2名の募集を行っているところでございます。1名は、うきは市で起業を希望する方等に対し、空き店舗の活用や利用促進を図るとともに、国・県の補助事業等を活用し、起業支援または創業支援等の相談業務を

実施するなど、トータル的な創業支援を行う商工業振興プランナーであります。また、もう一名は、うきは市の豊富な農産物を活用して、農業、商工業、観光、教育、文化などの領域から食をテーマにして活動を行う食資源活用プランナーであります。

いずれも、うきは市における起業、創業を支援または相談を受け指導していくということで取り組んでいきたいと考えております。

さらには、創業支援の活動拠点として、8月をめどに、うきは市民センターの隣接地に、仮称ではありますが、創業支援センターとして事務所を設置するよう、現在、準備をしているところであります。この事務所内に地域おこし協力隊等を配置し、さまざまな分野からの起業相談等を受けながら支援を行っていきたいと考えております。

2点目が、キャリア教育と関連させてはどうかという御質問でございますが、うきは市において創業や起業を活発にさせるためには、広く市民の中での起業家精神の涵養を図り、みずから事業を行おうとする人を生み出しやすい環境づくりを進めることが重要であります。そこで、キャリア教育を推進する中で、自己の能力を発揮し、みずからが経営者となる道も人生のすばらしい選択肢であることも教え、創業、起業意欲を高める教育や、創業支援に関するセミナー等を行うことも必要な課題であると認識しております。

今後は、うきは市民大学の活用を含め、うきはブランド推進課、生涯学習課、男女共同参画室等が連携を図り、実効的な支援のあり方について検討してまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 将来の子供のための、一人一人の個性または才能を伸ばすためにも、我が市も考えているようでございますので、ぜひ、その点、よろしく願います。

教育関係の最後の質問として、結婚式で新郎新婦の挨拶の中で、両親に対し、お父さん、お母さんの子供でよかったという言葉をよく耳にしますが、そのように、うきは市に生まれ学ぶことができて本当によかったと思われるようにしたいものです。教育は百年の大計と言われつつも成果がすぐに目に見えないため、どうしても予算削減の対象とされがちであります。私は、常々企業は人なりと言われてるように、人づくりは、うきは市の将来を左右する最重要な課題だと思っております。よって、教育関係の予算については、お金がないからといって始末するのではなく、他の事業の予算を削ってでも予算は確保すべきではないかと思っております。そのためには、教育改革に正面から立ち向かい、毅然とした態度で取り組もうではありませんか。市長、教育長の所見を再度伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私は、かねがね地域の振興、活性化は、それぞれの地域がみずからの地域力を創造し伸ばすことにあると考えております。地域には、そこにあるもの、地域資源と、そ

ここに住んでいる人、人間しかないのであり、それをブラッシュアップしていくかが地域力創造の大きなポイントだと、こういうふうにも思っております、人づくりも重要な課題だと、このように認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私は、これから大変予測しがたい時代が来ると思っております。その中で、根っこはどこにあるかといったら、やっぱり子供たち一人一人に、このうきは市を根っことして育ててもらいたいと思っております。ふるさとを愛する心、そしていつかふるさとに貢献できる子供、そんな子供たちをしっかりと育てていきたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） ぜひ、信念を持って取り組んでもらいたいと思います。

7番の旧うきは市老人憩の家について。

平成27年6月3日の第2回うきは市議会定例会での委員会調査報告において、厚生文教常任委員会の報告の中に、老人憩の家に関する事項において、多くの課題があったため、多くの貴重な意見が出されました。

ここで重複する点があると思いますが、再確認ということで質問させていただきます。

質問の中で、あくまでも執行部が答弁するべきところ、余りにも委員長に質問が集中したので、委員長が市長に尋ねてほしいと言ったため、その場はおさまるという経緯があったので、本日は市長の答弁を伺いたい。

(1) 現在のやすらぎ会への貸し付けを行った経過について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま旧うきは市老人憩の家、やすらぎ会への貸し付けについての御質問をいただきました。三園議員の質問の折にも回答いたしましたが、一般社団法人やすらぎ会は、安心生活創造推進事業をうきは市との委託契約により行っております。平成25年1月よりつづらコールセンターで事業を実施しておりますが、手狭であり、オペレーターの訓練場所がないとの理由で、特にトレーニングする場所が必要となり、廃止保育所施設等を候補地として検討してまいりましたが、適当な施設が見当たらず、うきは市は、平成26年9月から、ふれあい荘大広間をコールセンターの業務等の訓練場所として提供しておりました。

平成27年度より、ふれあい荘は指定管理になることが決定いたしましたので、別の場所への移転が必要となり、平成27年3月末で廃止となった旧老人憩の家を有効に活用するため提供することとしたものであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは、1点目、福岡銀行浮羽支店の後を、ROKI社に議会

の承認を得て貸し付けたにもかかわらず、旧うきは市老人憩の家を議会の承認も得ずにやすらぎ会に貸し付けたのはなぜか。議会軽視ではないか。

2点目、旧うきは市老人憩の家は、老朽化のために廃止したにもかかわらず、やすらぎ会に貸し付けたということは、同じ理由で廃止になった老人センターちかぜも借り手があった場合は、議会の承認なしで貸し付けてもよいのか。

3点目、老朽化イコール危険性があるという理由で廃止したと思われるが、なぜそういう建物を貸し付けたのか。

4点目、地方自治法第96条、普通貸付の議会の議決について、第4条、普通財産の無償貸付の解釈の仕方が曖昧でありましたので、きょう、本日、この条例の第何条第何項にのっとり、これを適用したという明解な答弁を伺う。

以上、4点について伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、ぜひとも御理解をいただきたいのは、今回、我々がやっている安心生活創造推進事業のための場所の提供であって、その部分は貸し付けではありません。先ほど三園議員の質問の折にも答えましたように、今回の契約は委託業務契約で——若干、民法の委任契約に近い契約で、委任者と受任者がともに力を合わせて事業を進めていくものであります。

そういう中で、先ほど御説明しましたように、障害をお持ちの方がオペレーターとして、今、生き生きと活動していただいているんですが、こういう方は、いきなりテレビ電話の機械操作をやれと言っても無理であります。やはり機械操作のための、操作のマニュアルを学ぶことも必要ですし、そして、相手は、見守られる側は、ひとり暮らしのお年寄りが中心であります。やはりコミュニケーション能力が求められます。そういうことをしっかりトレーニングをして、つづらコールセンターにも行っていただきたいということで、トレーニングセンターをですね、場所の提供をさせていただいているものであります。

なお、誤解を招くと恐縮なんですが、憩の家は、相当場所が広うございますので、我々がやっている安心生活創造推進事業の部分については、貸し付けではなくて場所の提供であります。あと残りの部分については、やすらぎ会がいろんな事業をやっているところの提供の場ということで、これは貸し付けをさせていただいて、有償で貸し付けをしております。したがって、議会の承認を諮る必要はないと、このように考えているところであります。

その次に、昨年12月の議会で、附帯意見をいただきました。これは十二分に承知しております。ここのくだりには、跡地利用については、地域の活性化につながるように、有効活用を十分検討し、その検討過程には、市民や関係住民の意見を十分に反映させることという附帯意見をいただいたことは十二分に承知をいたしております。

したがいまして、旧憩の家を取り壊すとか、あるいは第三者に売却をするとか、そういうことについては、しっかりした対応が求められるわけでありまして。今やっているのは、今、進めてます安心生活創造推進事業の一環の中の取り組みの1つの場所の提供としてやっておりますので、そういう——どういうんですかね、大きな用途を変えるというか、ものではないということ、ぜひ承知していただきたいと思えます。

もともと耐震性がないから廃止させていただいているわけでありまして、そういう意味において、今は、そういう、うきは市が進めている事業の提供の場ということもあって、提供させていただいているということ、ぜひとも御理解いただきたいと思えます。（「第何条のあれは……。条例のことは関係ない」と呼ぶ者あり）だから、有償ですから、議会に諮る必要はないと申し上げました。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） せんだつての、株式会社ROK Iを福岡銀行の後に貸してある関係と、この憩の家との関係の御質問でございますけれども、三園議員の質問の折にもお答えいたしました、自治法のほうに、議決事件というのがありまして、議会のほうの承認を受けなければいけないという事項があります。その中には、いわゆる市が持ってあります土地等を適正な対価ではなく譲渡したり貸し付けたりする、例えば無償で貸したり、非常に安く貸したり売ったりする場合には、必ず議会の議決を受けなさいという条件がございます。

ROK Iの場合は、そこを無償で貸しておりますので、当然、議決の必要があるということで、先日、議会のほうにかけたわけでございます、ROK Iの場合はですね。

今回、憩の家の場合は、今、市長が申し上げましたように、半分は、事業をやる委任の契約の中で、事業をやるということで貸しているわけではございません。半分は提供しておると、そこを使ってください。そこでトレーニングをしてくださいということでお願いしている部分が1つございます。残りの半分がございます、憩の家の半分。その半分については、お金をいただいて契約をしております。そのお金というのは、今、自治法に言うところの、適正な対価であると判断をした金額で契約をしておるところでございます。ですから、無償ではございませんし、お金をちゃんといただいておりますので、この分については、適正な対価で貸しておるから議会の議決は必要がないということで判断しておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 老人センターちかぜの件でございますが、本当に、場所を利用す

る方からの批判がたくさんあって、何であそこは貸して、ここは貸さないとかという、いろんな意見があるわけですよ。だけど、今、市長並びに市長公室長の説明がありましたけど、市民に、具体的にこういう理由でここに貸したというようなあれを、説明が欲しいわけですよ。本当に、厚生文教常任委員会に対しましても、全然何も説明もなしに、ぽんと委員会に出てきて、だから、いろいろと紛糾しただろうと思います。だから、これから先、大事なことは一般市民の方にわかりやすいように説明のほどをお願いします。

また、私も以前、事業については、どの条例に適合するか明記してもらいたいという、決算か予算委員会で言ったことがあるわけでございます。ひとつ、そういうことで、この条例に適合して、この事業は、こういう条例に適合して、こげんやりましたという、そういう説明をしていただかんとですね、漠然と、ぽんと持ってきてもわからんと思いますよ。

日本は、法治国家でありますので、ぜひ、その点、考えてもらいたいと思うわけでございます。本当に、我々からすれば、議会軽視と言われても仕方がないだろうと思うわけですよ。だから、今後とも執行部の方は、議会と執行部は対等でありますので、そのことを肝に銘じてもらいたいと思うわけでございます。

以上、私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4番、中野義信議員の発言を許します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 4番、中野義信でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。

1番目に、市立小・中学校のエアコン設置についてということです。

平成27年度策定予定の地方版総合戦略にかかわる事業として検討していると聞いておりますが、これまで多くの議員がエアコンの早期設置について一般質問の中で取り上げられてきている。聞くところによりますと、最初に、今は亡くなられた古賀均議員が取り上げられたと聞いております。もう10年ぐらいになるのではないかと。その間、多くの議員が毎年のように一般質問の中で言われております。昨年も12番議員、それから、ことしの3月にも1番議員が言われておりますが、なかなか財政とかを理由に全く進んでないと。検討しますというようなことの回答の

ようでございます。ことしも暑い夏がやってきます。将来のうきは市を担う子供たちのために教育環境の整備は大変重要だと思います。議会はどうしているのかという保護者なりの質問もあるので、お尋ねをいたしたいと思います。

1 番目に、室内の温度測定を行うということで聞いておりましたが、結果についてはどうなっているのか。

2 点目に、吉井中学校の場合、建物の構造的な問題もあると聞かすが、子供たちには構造的な問題というものは関係ないと思います。今言っても始まらないのですが、建設時の関係者の責任だと思いますけれども、それを引き継いできた市長、教育長が、これは改善しなければならないというふうに思います。市内の小・中学校へ一斉に設置することは、予算的に確かに厳しいものがあると思いますので、温度測定をしながら、その結果により、年次計画を立てて計画的に進めるべきではないかというふうに思います。

3 番目に、吉井中学校の問題がいろいろ出ておりますので、エアコンを設置した場合の予算、それから国・県の補助、そういったものについて、まずお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市立小・中学校のエアコン設置につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、温度測定の結果についての御質問ですが、昨年6月から9月にかけて、吉井中学校及び浮羽中学校において、測定教室等を決めて、1日3回、温度調査を行っています。

学校環境衛生基準では、教室等の温度については10度C以上30度C以下であることが望ましいとなっています。

吉井中学校では、2階の3年4組、3階の2年4組、4階の1年3組の3カ所で、34日間の調査を行い、計測した日のうち、30度Cを超える日が、2階は4日、3階は5日、4階は32日となり、浮羽中学校では、北校舎1階の第一理科室、南校舎2階の浮羽学級1、南校舎3階の3年3組の3カ所で、吉井中学校と同じ日の温度調査で30度Cを超える日が1階はゼロ日、2階は5日、3階は7日という結果が出ています。

2点目のエアコンの設置計画についての御質問ですが、小・中学校へのエアコン設置については、以前から数名の議員さんより御質問をいただいています。

その中で、まずは、小・中学校の耐震補強工事を優先させてからとお答えをしているところで、耐震補強工事は、今年度実施予定の千年小学校と浮羽中学校で全ての学校が完了します。本

来であれば、エアコンを全ての学校に一斉に設置することが望ましいのですが、財政的にも難しい面があります。これまで部分的にエアコンの設置を行い、322教室のうち98教室に設置が終わっており、本年度は、吉井中学校の3つの特別支援学級などに設置します。地方創生の中でも子ども・子育ての環境整備が重要な課題でもありますので、環境整備の一環として設置も含めて検討してまいります。

3点目の吉井中学校にエアコン設置をする場合の予算についての御質問ですが、これはかなり高額になると考えられます。エアコンの設置台数、設置箇所、配線工事費、室外機の設置場所の問題など、まずは工事設計を行わなければ、概算工事費を積算することができません。工事費がわからなければ事業費計算もできませんので、国への補助金申請もできないことになります。

なお、事業費におきます国の補助率については3分の1になり、県の補助はありません。最近では、空調設置事業などの教育関連予算が国において集中していますので、先般、新聞報道されたので御存じかと思いますが、小郡市が空調関係予算を先送りした事例もあります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、お話になってありますように、一番最初には耐震工事が重要であるということはわかりますので、それぞれ、今、取り組んでいただいて、入札も終わったというふうに聞いておるところでございます。

温度の調査につきましては、今、教育長のほうからありましたが、一番高い温度は何度であったかわかりますか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 4階で38度というのが1日でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 教室の温度が38度ということは、私ども、びっくりいたしました。そういった中で、学習されておる子供のこと、そういったことをやっぱり積極的に考えていただかないと。ですから、先ほど言いましたように、1校だけすると、ほかの学校はどうかということにどうしてもなると思いますので、だから、私は、なぜ6月にこの一般質問をするかというと、やっぱり全校ですね、温度測定の指示をしてもらいたい。そして、その中から一番高いところから優先的に考えていただくということでない、なかなか前に進まないのじゃないか。

そういったことで、昨年もそうでしょうけれども、ぜひとも各小・中学校に温度測定の指示を教育長のほうからしてもらいたい。資料によりますと、朝、昼と帰るときの調査をしておりますので、やっぱり決められた時間に各校ともやっていただかんといけませんもんですから、そういったことをぜひとも指示していただきたいというふうに思いますが、教育長、どんなでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 昨年度、中学校を中心に行わせていただきました。今、議員からの御指摘もございます。ただ、学校によりまして職員体制等さまざまでございますが、基本的に全ての小・中学校に温度測定をするように指示をしたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） だから、私が言いたいのは、全校一斉にはできないということはわかっておりますから、それを説得するためには、教育長として説得の材料がないといかんわけですよ。そういった意味で、今、測定をしていただくということでございましたので、そういうことでお願いを申し上げます。

学習環境については、今、教育長のほうからございましたけれども、地方教育行政法の中で、教育委員会の役割として、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関することをうたっております。その中で、夏は30度C以下という目安が示されておると。それは今、教育長が言われたとおりでございます。こういったものが以前から出ておるのに、取り組む姿勢が、私は遅いんじゃないかなというように思ったところでございます。

久留米市内の全校でエアコンが設置されておるということは御存じだというふうに思います。久留米市内の小学校は46校、中学校が17校ということで、26年度に全ての小・中学校の教室にエアコンが取り付けられたというふうに聞いております。久留米の場合には、普通教室を優先的に取り付けたと。特別教室のほうがつけてないところがあるというふうに聞いております。つまり、隣の田主丸についても久留米市ですから、つけられておるというふうに聞いております。どちらかといえば、久留米と合併すると早くつくんじゃないかなというような意見もございます。

そういった中で、こういった学習環境の整備がされてないと、うきは市と他の小・中学校に学力の差が出ないかと。集中力がなくなるから、そういったことを考えるわけですけれども、そこら辺については、教育長、どのように思われますか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 若干、経過も含めてお話をさせていただきます。

まず、今年度は耐震ということではございました。しかし、その中でも、学校の要望をなるべく伺ってと思っておりましたので、11月7日に、校長と先生とPTA会長さんのほうで、市長同席のものと予算要望にお見えになりました。全小・中学校。その中で、吉井中学校が出されたのは、大きく3点でございます。1つは、特別支援学級のエアコン設置。2つ目が、特別教室、多目的室のエアコン設置ということで、要望の中には普通教室のほうは入っておりませんでした。そういう経緯の中で、私どもとしては、限られた予算の中でできるだけのことをと思って、特に、障害の子供たちは、体温が高くて調整が難しいものですから、まずは特別支援学級の3学級に入れさせていただいたという経緯がございます。

それから、学力と、こういった環境とのかかわりでございますが、私は、子供たちによりよい環境を提供していきたいと思っております。そういった中で、子供たちに、学力、あるいは体力、あるいは豊かな心を育んでもらいたいと、こういう気持ちに変わりはございません。因果関係につきましても、少しわかりかねます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、申されましたように、特別教室が悪いということではないですけれども、それはそれなりに評価をいたします。とにかく、普通教室の4階が非常に暑いということでございます。そこで、これは、吉井中学校の建物については、私もずっと見させてもらいました。廊下や教室に木材が多く使われておって、大変落ちついた環境であるというふうには思います。しかし、風が通らないので、扇風機が取り付けられてある。強くすると音が出る。メモ用紙も飛んでいくという状態のようでございます。建物自体が、当初からエアコン設置を前提とした建物だというふうには思います。進んでおるとやないかなというふうには思いますが。特に、北側にロッカーとかトイレがありますので、風が抜けない。窓ガラスも屋根つきの半開きというようなことで、全体がオープンにされないつくりであるということでございます。

今は、家の中でも熱中症になるようなことも聞きますので、38度というのは、これは教室の中で熱中症が出やせんかなというような気持ちもするわけですね。そこら辺のところの、誰が責任なのか、そこら辺の教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 38度の件につきましては、昨年9月2日の火曜日、4階の3回はかったうちの昼間38度という数値が記録されております。ただ、このとき2階のほうは29度という記録でございますので、若干そのあたり、本年度また調査をしまして、的確に把握したいと思っております。

しかしながら、今、議員御指摘のように、いわゆるそういう環境のもとで、子供に熱中症が起きると、そういった事態の場合の責任ということでございます。これは、いろんな教育環境を整備していくのは教育委員会の責任でございますので、教育委員会に責任があると。その教育委員会の事務を取り仕切っておりますのは私でございますので、教育長の責任であるというふうに考えます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 3日の日に、この議会の中で不登校の話があってございました。委員会報告ということで、厚生文教常任委員会で報告がなされたおりましたが、なかなか不登校の原因というのは、今さっきも出ておりましたように、なかなか難しい問題がありまして、原因というのがなかなか確定できないという話がありました。地球環境の関係の変化で、今はもう自動

車もエアコンをつけてなければならないし、以前は軽トラックはそうなかったわけですが、軽トラックもエアコンをつけないと売れないような時代になっております。

家庭でも、新築の場合、必ずエアコンをつけておりますが、各家庭でもエアコンなしでは過ごせないようになってきたと。親としては、子供のために子供部屋をつくり、エアコンが各部屋に設置されているようになってきたと。子供のために、教育環境の整備というのは金がかかりますけれども、親としては一生懸命であるということだろうと思います。

先日、聞いた話でございますけれども、吉井中学校の生徒が、学校に行くより自宅のエアコンの部屋におったほうがよいと。友達にも学校に行かないよう、メールで呼びかけているという話が出ておりました。我々のときの考えとやっぱり違って、学力向上というのが学校の場合には大変大事でございますけれども、高校進学を決めるときも、制服によって決める人もおるというようなデータも出ておったようでございます。

そういった意味で、教育長としては、学校に行かない、そういった、自宅におったほうがいいと、学校はエアコンもきいちゃらんと、そういった話が生徒間であっておるということでございますが、教育長は、そういったことの話は、聞いておるのか聞いてないのか、お尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私が聞きました範囲は、子供たちは、メールで、きょう、学校行きたくないねというふうなやりとりをしているというところまでは、話は聞いております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 先ほど、久留米市のほうのエアコン設置の話をしておりましたが、やっぱり久留米市も、必ずしも財政が豊かということではないというふうに思いますけれども、そこで、取り組む姿勢がどうかということではないだろうかというふうに思います。

現在、吉井中学校の生徒数は457名というふうに聞いております。1学年平均いたしますと150名ですけれども、ずっとエアコン問題が出ておまして、もう10年間で1,500人の方が、その4階の教室で勉強しておるし、そこで卒業されておるということだというふうに思います。

いずれにいたしましても、どこの親でも、自分の部屋にエアコンがなくても、子供の部屋には先につけておくと、それが親心じゃないかなというふうに思うところでございます。学校で言うと、市長、教育長は親であり、生徒は子供であるということでもあります。自分の部屋のことより将来を背負う子供たちが大事というふうに思うが、教育長、市長は、どのようにそこら辺をお考えですか。結局、いろいろお話を聞くと、教育長なり、市長なりは、自分の部屋はエアコンがついちよるき、なかなか真剣に考えてないのじゃないかというような意見もありますから、あえて申し上げたいと思います。教育長なり、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） エアコンの設置に関しては、先ほど教育長のほうから答弁がありました。が、ぜひ、地方創生の中で、子ども・子育ての環境整備というのが重要な課題ですので、ぜひ、そういう中で、トータル的に考え、このエアコンの対策についてもしっかりと対応していきたいと思ってます。本当に、子ども・子育て、あるいは子供の教育というのは大きな課題だと認識しているところであります。

一方、どうしても、議員御指摘のほうに、プライオリティーの問題もありますし、あるいは財政計画の問題もあります。ちょっと教育長の最後の答えを補足するわけではありますが、国の補助として——県の補助はないんですけれども、学校施設環境改善交付金、これ、国が3分の1をつけているわけなんです。これで、今、耐震化なんかもやらせていただいているし、エアコンについても大規模改修ということで補助対象になるんですけれども、実は、文部科学省によりますと、ほとんどこの予算というのは補正予算で、全国、各教育機関が潤っているという状態が8年間続いていたんですけれども、26年度の補正予算が極端に少ない。私もデータを持って、先日、別件で文部科学省、本省のほうにも、このことについて問い合わせに行ったわけですが、極端に少なくなって、小郡のように、ほとんど今からやるところについては補助金がつかないという状態があって、計画が狂っているところもあります。

したがって、ここの根っこのところをしっかりと押さえながら、うきは市の厳しい財政事情なんです。が、しっかりと財政計画の中で、このエアコン設置をどのようにしていくのかを検討していきたい。その視点は、地方創生を視点に、しっかりと検討していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、市長の話がありましたが、教育長はどのように思われますか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 子供を大事にするということは、議員の言われるとおりであります。

子供によりよい環境を提供したいという部分、あるいは子供をしっかりと鍛えたいと、そういう部分。そういうことを含めて教育だと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） まだ県内にも設置されていない学校はまだ幾つもあるというふうに思いますけれども、特に、教室内の温度が38度というような学校が県内にあるのか、そこら辺の調査をされておるのか。教育長にお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 他の市町村の、小・中学校等について、教室内の温度がどうであるか

ということは伺っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ですから、この38度という気温を頭に置いて、よその学校でできてないところもあるということじゃなくして、そこら辺を踏まえて、早急に対応をお願いしたいというふうに考えます。

いずれにいたしましても、子供の環境づくりにつきましても、何回も言いますように、1年でも早く改善を願うものであります。

エアコンにつきましても、一応、質問を終わらせていただきます。

次に、姫治地区の小学校並びに市内小学校の今後の運営についてということで挙げておりますが、先ほど5番議員から質問がございましたので、できるだけダブらないようにしたいと思いますけれども。

1番目に、前回、私が質問したときに、うきは市立の小・中学校の再編検討委員会をつくると、検討しておるといふようなことでありましたから、何回開いたのか、委員会の構成メンバーは——庁内ですから大体限られておりますが、どの方たちが入っておるのか。

それから、2番目に、今年度から総合教育会議で再編計画の検討を行い、その結果において市議会、関係保護者、地元等に理解を得るよう対応を図っていくということになっておりますけれども、構成メンバーはどうなっておるのか。先ほどの説明ですと、市長なり教育長だということが出ておったようでございます。

3番目に、一番大事なことは、関係生徒、保護者、地元等にまず意見を聞き、その意見をもとに検討すべきではないかというふうに思いますが、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 庁内検討委員会についての御質問でございますが、うきは市立小・中学校再編庁内検討委員会を、平成26年度に4回開催しています。検討委員会の構成メンバーについては、教育長、市長公室長を初め、課長、係長など12名で構成しています。

2点目の総合教育会議での再編計画等についての御質問ですが、総合教育会議は、市長と教育委員会——教育長、教育委員ですね、が、教育行政の大綱や、重点的に講ずべき施策等について、協議、調整を行う場であり、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されています。総合教育会議において、調整がついた事項については、それぞれの立場を尊重して、事務を執行していくこととなります。構成員は、市長と教育委員会になりますが、必要に応じて、意見聴取者の出席を要請できることになっています。

3点目の、関係生徒、保護者、地元等にまず意見を反映との御質問ですが、平成27年1月27日付で、文部科学省より、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きの策

定通知があり、その中でも、児童・生徒の保護者などの声を重視しつつ、丁寧な議論を行うことが望まれています。学校再編については、地元の代表者から考え等をお伺いし、その意見等を踏まえて、教育委員会で協議を行い、その後、総合教育会議においても検討を進めていきます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 私が申し上げたいのは、検討委員会で、そういった内部で検討することも必要だというふうに思いますけれども、姫治三校については、本当の実態というのは、そこに住んでおる人でないとなかなかわからない面があるというふうに思います。したがって、関係生徒やら保護者の意見が一番重要であるというふうに思います。そのことが一番先であるというふうに思います。

さきの議会報告会の中で、姫治地区から地域の核となる小学校の存続と、反面、学年で1人では、友とのかかわりがないと、教育上問題ではないかという両方の意見が出ております。いずれにしても、将来を不安視する意見だというふうに思います。

私が言いたいのは、内部だけで検討する前に、むしろ関係生徒、それから保護者、そこら辺のところを先にいろいろ聞いて、それをもとに検討していく。そちらのほうが、私は重要だというふうに思いますが、教育長、そこら辺のところは、内部だけじゃなくて、そういったことが、後で聞くということじゃなくして、決めた後にこういうふうにしてもらいたいということじゃなくして、前に聞けば、ある程度、理解を得る面があるというふうに思います。

今、意見が出ましたように、学年で1人では、なかなか友とのかかわりがいいというようなことも親として考えるとじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺を先にやるべきではないかというふうに思いますので、教育長のそこら辺の考えを再度お願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほどのお答えに若干つけ加えをしたいと思います。

議員が言われましたように、先ほど地元の代表者から考え等お伺いしというのは、そういったものを固める前に、この議会終了あたりから、そういう方に、まずお話を聞いて回りたいというふうに思っております。その点は、そういうふうにさせていただこうと思っております。

それで、もう一点、子供の考えをというところでございますが、相手は小学生でございますので、この再編をどうするかというのは、やはり保護者と、親の、親といいますか、私ども大人の責任ではないかなと思っております。仮に、子供たちのというのは、他市町村の例等を見ますと、具体的に、例えばですが、学校間の交流とかそういう場面において、子供たちにどんな交流をしたいかということ聞きながらやっていってるという状況でございますので、私は、子供については、今、そのように考えているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 確かに、子供の意見というのはなかなか難しいと思いますから、例えば中学校に行っておる山三校の生徒さんあたりの意見を聞いてほしいということもあるというふうに思います。だから、そこら辺も踏まえてやっていただきたいというような気持ちであります。

私が昨年質問した中で、そのときは、財務省の関係ですね、そちらのほうからの財政制度等審議会の中で、全国の小学校の問題を話しておりましたが、これはあくまでも財政からですね、文部科学省とちょっと考え方が違いますけれども、そのときは、現在の全国の小・中学校3万校から2万5,000校に減らすという話をいたしました。

今回、先ほど教育長が言うておりましたように、ことし初めの文部科学省の中央教育審議会の中では、小・中学校の統合を促すための手引きが提示されておる。その中で、教育長が申されまされたように、学級数というのは、1学年1学級が最低だというようなことも書いておられます。それから、またさらに、学区の範囲は、そういったことを踏まえながら、自宅からの距離が、小学校では4キロ以内、中学校で6キロ以内としておりましたのを、その手引きに、新たにスクールバスの普及等を踏まえて、通学時間1時間以内と加えてあるということで、手引きは各自治体に通知するとあるので、うきは市も、先ほど話しておられますように、来ておるというふうに思うところでございます。

その手引きというのは、あくまでも強制力はないと。統廃合の最終判断は自治体に委ねるとしてあるということでございます。学校が地域の核として存在している場合など、統廃合への地域住民、意見に配慮することも求められておるということで、先ほど教育長の答弁の中でありましたように、そういった地域なり保護者の意見等を、特に重視していただきたいと。いずれにいたしましても、子供たちの将来を考え、結論を出すことを希望しまして、この件につきまして、先ほどの5番議員の質問もありましたので、これで終わらせていただきたいと思っております。

次に、3点目でございますけれども、行政区の未加入対策についてということでございます。

市に居住しながら行政区に入っていない世帯は、昨年の9月の一般質問の中では、7月末時点で637世帯と聞いておりました。現在はどのぐらいになっておるのか。答弁の中では、自治協議会とも連携をしながら対応すると言っていましたけれども、具体的にどのように取り組んでいるのが1点目です。

2点目、持ち家、借家、アパート別には把握をしてないと、そのときは言われておりました。ことしから区長さんが未加入世帯にも文書を配布するようになっておりますので、調査はできているというふうに考えますが、そのことについての現時点の内容についてお聞かせ願いたいということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま行政区の未加入対策について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、未加入世帯の数と自治協議会の連携について。そして2つ目が、未加入世帯に関する調査についての御質問であります。2つとも関連がございますので、一括してお答えしたいと思います。

区に未加入の世帯数が、昨年7月時点では637世帯と、前回の議員の一般質問の際に回答させていただきました。御指摘のとおりでございます。

その後、議員も言われますように、本年度より、未加入世帯に対しても、区長さんを通じて文書の配布をお願いすることに伴い、未加入世帯の再調査を区長さんをお願いして実施いたしました。その結果を集計した際には、前回まで含めていませんでした外国人世帯も、今回、含め集計したことにより、結果として766世帯を現時点の未加入世帯として把握をしているところであります。

増加の主な要因は、今、申しましたように、これまで含めずに集計していました未加入外国人世帯の加算の影響もありますが、区とのつながりを持ってもらうなどの観点から、区長さんの判断で未加入世帯についても配布をしていただいていたケースがあり、市としては、これらも区加入世帯とカウントをしていたことも要因として考えられます。今回の再調査を実施した際に、区長さんより、これらの世帯が未加入世帯として報告が上がってきたものと理解しております。なお、未加入世帯の内訳であります。持ち家、借家の別でのデータはありませんので、お答えできませんが、アパート名が住所となっている世帯について確認をしたところ436世帯となっております。これは、未加入世帯全体の約6割になります。

次に、未加入世帯対策について、自治協議会と連携しながら、どのように具体的に取り組んでいるのかという御質問であります。昨年9月議会でも中野議員からの質問に対してお答えさせていただきましたように、転入されてきた方が窓口で手続をされる際に、担当から区長さんに転入の報告をしていただくようお願いしております。報告に行き、区長さんとお話しすることで、区に加入してもらいやすくするためのものでございます。

現在のところ、区に加入していただくことへの法的な強制力がないので、行政からの強制ができないと考えております。このため、結果としてお願いすることにとどまっているのが現状であります。区への加入については、地域への働きかけ、お誘いを可能な限りお願いしたいと思っております。

次に、自治協議会との連携した取り組みについてであります。協働のまちづくり基本条例に定めるように、市は、コミュニティの育成と支援を推進する立場にあり、自治協議会の活動を支援しているところであります。そして、うきは市自治組織条例第2条第4項に「自治協議会は、

市内小学校区単位に組織された行政区の共同体を言う」とあるとおり、自治協議会の基盤である行政区に加入していただくことを市としては強く望んでいるところであります。また、行政区への未加入世帯の増加につきましては、今後の自治協議会の活動にも大きく影響してくるものと認識しております。

このため、今後は、各行政区だけではなく、それぞれの自治協議会による広域的な対応の検討が必要になってくるものと思われまます。具体的には、各行政区が独自に設けている区費等について、アパート等の入居者の状況を考慮した負担額に見直すなどの新しいルールづくりや、未加入者との協議の場を設けるなどして、区へ加入してもらうための方策について自治協議会の中で検討していただくことも必要になってくるものと思われまます。

現在、各自治協議会においては地域計画の策定が進められておりますが、自治組織が活動を始めて1年が経過したばかりで、まだまだ課題の多い中での取り組みとなっております。未加入世帯への対応については、協働のまちづくり基本条例の実現に向けての課題と捉え、市としても各自治協議会との間で、引き続き、協議、検討を進めてまいります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 自治協議会とも連携を図ると。持ち家については、まだそこまで把握をしてないということですが、連携を図りながら対応する——具体的にですね、自治協議会に、こういったことの会議の中で具体的にお願いをするというようなことでないと、なかなか進まないんじゃないかな。それで、その自治協議会と、やっぱり行政のほう動かないとなかなかできないんじゃないかな。ですから、どうも自治協議会と連携をしながらということだけで答弁は終わっておるようですから、そこら辺のところ、もう一步進んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それで、行政区の加入は、強制でないということは私もわかってます。前回はそういうふうで答弁をいただいたわけですが、地域の自然環境の保全とか防犯、防災、地域を自分たちで守るためには、加入を積極的に勧めていただきたい。もっと細かく言うと、うきは市のような、特に田舎では、道路愛護とか防犯灯の設置とか防犯灯の電気料の支払いとか、そういったものを行政区でやっておりますから、そういったことも踏まえながら、もうちょっと進んで自治協議会に、こういって提案しましたと、その結果は、こうでしたとか、そういった、一步進んだような答えでないというふうに私は思いますが、そこら辺のところを、再度、市長にお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この行政区への未加入問題については、大きな課題だと認識をしております。

かねがね思っていますことは、うきは市もこの4月で65歳以上の高齢化率が30.7%。3割台に突入をいたしました。これから市民の皆さんが、やはり健康で幸せを感じられるような生き生きとした社会参画ができるような地域づくりが非常に求められていると、このように思います。

そこで、健康で市民の皆さんが社会参画していただけるには、一番重要なのは、人と人のつながりであり、そのポイントは2つ。きずなと生きがいであります。明確にその視点は合うわけであり、このきずなと生きがいのためにも、自治協議会の果たす役割というのは、非常に重要なものでありますし、多くの皆さんの、区民の皆さん、基本的に全区民の皆さんの参画のもとで自治協議会活動をやるのが健康対策にもつながってくるし、いろんな地域づくりにつながってくるものと、このように思っております。

何せ、まだ自治協議会が発足して1年ということであり、いろんな課題を、今、整理させていただいていますが、この問題についても最重要課題として、しっかりとした協議を進めてまいりたいと思っております。

何度も言うようでございますが、行政としては、強制権を持ってないがゆえに、なかなかですね、しっかりした話し合いの中で趣旨をわかっていただいて、どう賛同していただくかということが大きな課題でありますので、非常に厳しい道ではありますが、そういうことをしっかり地域の皆さんと話し合いながら、この未加入対策の対応については、その推進を図っていきたくと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 市長も何度も言うんですけれども、私も何度も言っておりますけれども、昨年の9月の一般質問のときに、加入については、何か条例化とかそういったものは考えられないかということで申し上げたら、なかなか条例化というのは難しいということでございました。どこの市町村も、こういった問題を抱えておるといことだと思っておりますが、少しでも効果を上げるために、他の市町村なんかも調査をしながら積極的にかかわってほしいというふうに思います。問題は、何回も言っておりますように、取り組み姿勢がどうであるかということだと思っております。

これから先、本当に地方を守るためにも大きな問題であるというふうに思いますので、調査の方法というのはいろいろあるとやないかな。それに経費はかかるかもしれないけれども、やっぱり区長さん等をお願いし、まずは、持ち家あたりを訪問するとか、自治協議会と一緒に、具体的に進めるとか、そういったことなりが必要じゃないかなというふうに思いますが、再度、そこら辺のところを、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のように、うきは市自治組織条例の第17条第3項には、市民の皆さんに、自治協議会に参画し、豊かな地域社会を協働して築いていくよう努めるものとするという、市民の皆さんへの責務をうたわさせていただきます。こういうことを頭に置いて、我々ももっともっと汗をかいて、自治協議会と連携を図りながら、対応を図ってまいりたいと思っております。

未加入世帯に関する調査については、担当課長である総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議員御承知のとおり、区长委嘱の問題ですね、委嘱廃止に向けての問題等いろいろ今やっておりますが、その中の一環としましても、他団体の状況把握を行ってまいります。その折にも、先進事例といいますか、成功事例等の把握に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 先ほども言いますように、今、総務課長も言われましたが、やっぱり具体的に動く。そして、我々が質問した内容で、こういうふうでしたから、今度はこう進めましたとか、そういった一歩前進した取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、4番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。午後1時15分より再開します。

午後0時07分休憩

午後1時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、1番、岩淵和明議員の発言を許します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

今回の質問、今、国のほうで大きく改革を行っている社会保障関係についてのことに、3点にわたって質問をさせていただきます。

この間ずっと医療制度改革が進められておまして、それが、うきは市の施策にどのような影響があって、そして、その具体化に向けた課題、検討は、どのように進めているか。そして、現状の問題点、特に今年度どんな進め方をするのか、改めて伺いたいと思っております。

まず、第1点目は、ことし3月の議会で、承認された子ども支援事業計画についてであります。

第1点目は、子ども・子育て会議というのがあります。幅広く意見を聴取し施策に反映させるとしておりますが、27年度の予算では、2回開催というふうになっております。子育て世代にかかわる問題等が大きく山積している中で、この子育て計画、支援事業計画の中の内容をどういうふうに進めていくのか。その点を改めて伺いたいと思っております。

それから、同じく、ことしの4月から施行された保育の認定制度。新しい保育の制度ということになりますけれども、ことし改めて募集を行った、昨年からですね——ことし4月に認定されたということになると思いますけれども、それに基づいて、保育の現場なり、あるいは保護者等も含めて、今回の制度についてどういった課題が見えたのか伺いたい。

それから、3点目は、学童保育に関することであります。

昨年9月、条例案を可決したということになりますけれども、附則のところに記載されている、当面は適用しないという項目があったということですが、その計画について、実施をどういうふうにしようとしているのか、伺います。

2点目は、介護保険制度についてであります。

ことし4月から一部、法制度改正になっております。昨年12月に全員協議会で出された制度の見直しについて、その後の実施状況と、改正に向けた、特に市町村へ移行される地域支援事業関係の位置づけと方向性について、市長としてどういう考え方を持っておられるか伺いたいというふうに思っております。

2点目は、その地域支援事業について、総合事業、任意事業、包括的支援事業に再編するというふうに提案されておりますけれども、包括的支援事業の生活支援サービスの充実、強化について、NPOや民間企業、ボランティアなどによるというふうに書かれておりますけれども、うきは市でどのように進めていこうとしているのか、その辺の考え方を伺いたいというふうに思います。

それから、3点目に、国保の広域化についてであります。

3月にも質問させていただいておりますけれども、この国保の広域化については、先月5月27日に国会で成立したというふうになっております。本格的に移行に向けた作業が進められるというふうに思います。現在の到達状況について改めてお伺いし、2点目には、特に、財政問題について、国保会計の中の財政状況が厳しい中で、どのように進めていこうとしているのかお伺いしたい。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま社会保障プログラム法に基づく社会保障制度見直しについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、子ども支援事業計画の進め方について。

こちらについては、3つほど御質問をいただいております。

まず、1つは、子ども・子育て会議の審議内容と、その実施時期についての御質問であります。子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、平成25年10月に設置をした市の附属機関になります。平成25年度から26年度にかけて、子ども・子育て支援事業計画の策定を行いましたので、同会議の意見を聞くため、平成25年度は3回、平成26年度は5回の会議を実施いたしました。計画は、平成27年度から31年度までの5カ年計画になりますので、計画の推進に当たっては、毎年度、子ども・子育て会議に計画の進捗状況を報告して、評価をいただき、取り組み内容の改善等につなげていくことが求められております。

そこで、基本的には、毎年5月に前年度の実績を報告するための会議、11月に、次年度予算要求のための会議の2回を開催していくことで考えているところであります。ただし、本年度につきましては、計画初年度でありますので、5月の実績報告のための会議は実施いたしません。また、計画の進捗に関すること以外にも、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき、あるいは、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときにも、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないことが、子ども・子育て支援法で定められているところであります。具体的には、吉井幼稚園が特定教育施設に移行する。あるいは、市内事業所内保育所が特定地域型保育所施設に移行する場合などに会議を開催する必要性が生じてくることになります。

このようなことから、本年度につきましては、2回分の予算を計上いたしております。今後、今、申し上げました状況も確認しながら、また、会議の会長、副会長とも相談させていただきながら、会議の実施時期、内容について検討してまいりたいと考えております。

2点目の、保育の認定制度の課題についての御質問でございますが、子ども・子育て支援新制度の導入の最大の目的は、保育、教育施設等をふやし、待機児童問題を解消することにあります。そのためには、正確な待機児童の数を把握する必要がありますが、保育所のあきがなく、仕事をあきらめた人など、いわゆる潜在的な待機児童の数を把握することは、これまで困難でありました。そこで導入されたのが認定制度になります。

子供に保育や教育を受けさせたい場合、居住地の市町村から保育の必要の有無に関する認定を受けなければならなくなりました。うきは市では、平成27年4月1日現在、853名の児童の認定を行い、その全てを保育所または認定こども園で受け入れておりますので、待機児童は存在していません。認定制度の課題としては、次のことが考えられます。

虚偽ではと思われる勤務証明書の提出が見られる状況があるということが1点。

2つ目に、保育認定を行う場合、親の就労時間等により、最大11時間の保育を可能とする保育標準時間と、最大8時間の保育を可能とする保育短時間に分けて認定することが必要になって

います。保育短時間の保育認定の場合、8時間を超えて預かる場合は、延長保育料が発生するなど、市及び保育所の業務は、非常に煩雑になりました。

3つ目として、標準時間認定の保護者に当たっては、短時間ではないことをもって、保育所の開所時間内は、自由に保育所に預けることができると勘違いされ、本来、家庭で保育できる時間帯まで保育所に預けていることがあります。

一方、保護者側から見た場合は、これまで以上に手続を要することになったわけではないことから、特に大きな課題は発生しないものと判断をしております。

3つ目が、学童保育条例の附則事項についての御質問であります。うきは市では、平成26年9月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定め、平成27年4月より施行しております。

その中で、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平米以上でなければならないとする点及び支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする点について、附則の中で既存事業所においては当分の間、適用しないことができるとする経過措置を設けているところであります。

平成27年度の状況を見てみますと、今年度、開設した妹川学童を含め、全9カ所の学童保育所がありますが、1人当たりの面積について、4月現在の児童数では、福富学童と遊林学童の2カ所が基準を満たしておりません。昨年9月の一般質問の回答では、面積基準を満たすものは、姫治学童1カ所だけであると説明させていただきました。利用児童数の減少により、一部で基準を満たすことになったわけではありますが、その要因としては、勤務証明書を求めるなど、入所に際して審査を実施したことによるものではないかと判断をしております。

40人以上の学童保育所は、通年では、吉井、福富、御幸の3カ所で、時期により40人を超えてしまう施設を含めると、千年、遊林が加わり5カ所になっております。当面、福富学童については、校区コミュニティセンターの改築にあわせて施設の整備を検討することになりますし、御幸学童については、朝田保育所の跡地活用について検討することにいたしております。将来的に、児童数は減少することが見込まれてはいますが、運営主体である保護者会及び指導員会とも協議を行いながら、条例にのっとった運営を着実に進めていきたいと考えております。

2つ目の大きな質問であります介護保険制度についてであります。

こちらは、2つの御質問をいただいております。

1点目が、制度改正に伴う実施状況と地域支援事業にかかわる御質問であります。介護保険制度の改正により、ことし4月から低所得者の1号保険料の軽減強化が図られ、生活保護の受給者等で本人及び世帯員全員が市民税非課税の方の保険料が基準額掛ける0.5から0.45へと引き下げられ、また、特別養護老人ホームの新規の入居基準について、これまで要介護1以上であ

ったものを、原則要介護3以上にするとされたところでございます。

また、地域支援事業につきましては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に再編されることを12月の全員協議会において御説明したところであります。

そのうち、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援1及び2の方を対象としている介護予防給付事業で実施されている訪問介護と通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行いたしました。

具体的に、通所型のサービスのメニューで説明いたしますと、現行の通所介護相当の通所介護事業と、現行のサービスを緩和した基準で運営される通所型サービスA、サービスの提供を住民主体により支援する通所型サービスB、短期集中的に予防事業を提供する通所型サービスCの4つの事業により、利用者の状況に基づいて作成されたケアプランに基づいて提供することになっております。一方、訪問型サービスにつきましても同様でございます。

なお、現行の通所介護相当の通所介護及び緩和した基準で運営される通所型サービスAにつきましては、福岡県介護保険広域連合が作成した基準をもとに、今年度中に事業所に対する説明を行い、平成28年度からの開始に向けて進めていくこととしております。

短期集中的に予防事業を提供する通所型サービスCにつきましては、来年度から以降を視野に入れ、今年度の事業を展開しているところでございます。懸念されるのは、住民主体の支援による事業の提供を行う通所型サービスBのつくり込みでございます。

現在、うきは市には介護の分野で活動しているNPO等の団体はございませんので、この取り組みにつきましては、自治組織等と協議を重ねながらつくり込みをしていかなければならないと考えております。

次に、包括的支援事業につきましては、新たに追加になった事業の取り組みをできるところから着手しているところでございます。具体的には、地域ケア会議につきましては、平成25年度から既に開始しております。

在宅医療・介護連携の推進につきましては、現在、浮羽医師会が実施しておりますが、平成28年度以降、これまで運用してきた内容をスムーズに引き継げるよう連携を図っているところでございます。

また、認知症施策の推進につきましては、今年度、認知症地域支援推進員の研修を2名受講予定で、配置計画を進めているところでございます。

2つ目の包括的支援事業の中の生活支援サービスについての御質問であります。生活支援サービスに対する体制整備につきましては、本年4月から生活支援コーディネーター、いわゆる地域支え合い推進員の配置を行い、サービス事業者や施設等の地域資源の把握等に関する取り組みを開始しております。今後、定期的な情報共有、連携強化の場として、民間企業やボランティア

ア等からなる協議体の設置を行い、今年度中に開催できるように進めており、この協議体での検討の中において、うきは市に必要な生活支援サービスづくりに取り組んでいくこととしております。

現在、うきは市には介護の分野で活動しているNPO等の団体はございませんので、まずはボランティアの育成から始めていくことが必要でございます。既存のボランティア団体としまして、現在、市のげんき塾等のアシスタントとして自主的な運営に携わられている「うきうき会」と「よかよか会」、ひとり暮らし男性等に対する料理教室の開催や地域の寄り合い等への料理の提供等が行われている「あいの会」、環境美化運動などを行われている「うきは市老人クラブ」などが御活躍されているところでございますが、まずは、市にある既存のボランティアを確認、把握し、不足するサービスの提供に対応してもらえるボランティアの育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、今回、7月から国のモデル事業として認知症予防のための脳の健康教室に取り組む予定でございますが、教室のサポーターとしてボランティアの方をお願いすることとしており、教室を運営する業者のボランティア養成の手法を取得し、今後のボランティアの育成に生かしたいと考えております。

次に、民間企業の取り組みとしましては、現在、大手コンビニエンスストアが、弁当、総菜及び日用雑貨等の配送サービス事業を展開したいとの話も出ておりますので、このような民間企業の生活支援の取り組みを、より積極的に活用したいと考えているところでございます。さらに、社会福祉協議会とも生活支援サービスの実施に当たっては、引き続き連携を図っていくこととしております。

次に、大きな3番目の御質問をいただいております国民健康保険の広域化についてであります。

こちらについては、2つの御質問をいただいております。

1点目が、都道府県への移行に向けた進捗状況についての御質問であります。平成30年度から国民健康保険の財政運営主体を都道府県に移行し、市町村との共同運営体制とすることなどを柱とした国民健康保険法の一部改正案が5月27日に国会で成立いたしました。厚生労働省は、改革に向けて準備を加速させるため、地方との協議を進めるとしており、今年度から各都道府県に新設される財政安定化基金の配分ルートなどについて内容を詰めることになっております。

また、平成30年度からは、都道府県が市町村ごとの標準保険料を提示するなど、国保運営の中心的な役割を担い、市町村の事務の効率化や広域化の推進などに向けた国保運営方針を定める必要があることから、厚生労働省では、都道府県に向けたガイドラインの作成を行う予定となっております。

都道府県は、統一的な国保運営指針を策定し、市町村事務の共同処理や広域化を図るため、新

たに国民健康保険運営協議会を設置し、事業や財政運営の広域化と標準化を進めるとしております。

福岡県におきましては、広域化と支援方針の策定、見直しを行うため、福岡県市町村国保広域化等連携会議設置要綱に基づき、福岡県市町村国保広域化連携会議及び同会議内にワーキンググループを設置して、昨年5月から検討がなされております。

連携会議は、県下の福岡県国民健康保険団体連合会の14支部のそれぞれの市町村からの代表課長と、福岡県国民健康保険団体連合会及び県の課長級職員16名、ワーキンググループは係長級職員22名により、それぞれ構成されております。連携会議では、効率的な公平な執行、被保険者の利便性といった観点から、県内の国保事務の統一を図ることは重要であると考え、現在、市町村ごとに異なっている基準や様式について、市町村の合意を得られたものから統一を図ることとし、連携会議及びワーキンググループにおいて検討を進めてきたところであります。

その1つとして、平成27年3月27日開催の平成26年度高齢者医療主管課長及び国民健康保険主管課長会議において、国民健康保険料（税）滞納世帯の取り扱いに係る要綱について、収納対策に係る統一基準として運用することで同意を得たところであります。今後も国や県や連携会議の動向を注視しながら、広域化に向けて対応を図ってまいりたいと考えております。

2点目が、国保財政についての御質問であります。平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりますが、都道府県の主な役割としましては、6つございまして、1点目が、財政運営の主体的な責任、そして2つ目に、市町村ごとの標準保険料（税）率の算定、3点目に、市町村ごとの分賦金の決定、4点目に、財政安定化基金の設置及び運営、5点目に、市町村が行った保険給付の点検及び給付に必要な費用の支払い、6点目に、市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化の促進等が挙げられます。

また、市町村の主な役割は5つございまして、1つ目が、分賦金を都道府県に全額納付すること、2点目が、被保険者証の発行等の資格管理、3点目が、標準保険料率等を参考に保険料（税）率の設定、4点目に、保険料（税）の賦課及び徴収、5点目が、被保険者の特定に応じたきめ細かい保健事業の実施等が挙げられます。

分賦金は、都道府県が市町村の医療水準と所得水準を勘案して決定し、都道府県に新設する国保特別会計に全額納めることとなりますが、都道府県が標準保険料率を算定し、それに基づき、市町村が保険料（税）率を決定することとなります。

また、保険の給付につきましては、市町村が決定し、都道府県が全額を市町村に支払うこととなります。都道府県に新設される財政化安定化基金は、保険料（税）の収納不足に陥った市町村への貸し付けに活用されます。また、都道府県は、医療費が想定より伸びた場合などに、基金から国保特別会計に必要額を繰り入れ、不足額を補填することもできるとされております。

具体的なことにつきましては、今後、国や県等の機関で協議がなされることとなりますので、引き続き動向を注視していきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 大分長い答弁でした。タイトルがちょっと長かったので、そういう意味では仕方ないところもあるんですけども、再質問させていただきます。その辺は、簡潔にお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

まず、子ども会議の件ですけれども、5月は開催しないということでございます。今後さらに検討して、開催時期を改めて決めるという内容でした。要は支援事業計画の中で、専門的及び一般的な見地から幅広い意見を聴取し、施策に反映させるというふうな意向が書いてあります。

今回の、特に子ども3法と言われる分について言えば、保育の責任について、行政が責任を持って行うということが今回の大きなところであったというふうに思います。とりわけそれを遂行する責務がうきは市にはあるということであると思います。

そういう意味では、この計画の中の、特に、子ども・子育て支援事業、この中のたくさんの項目があるわけですけれども、市長として、この報告書の中に書いてある——子供の減少傾向について最初に触れられているんですよね。32年までの計画決定、推移を見ているんですけども。市長として具体的な子供の特に人口減対策って、何かお考えがあるかどうかをお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 大きな課題で出生数の減少があります。たしか10年前、合併し、市制になったときには年間の出生数が270台だったんですが、昨年度は230台ということで大きく減少をしております。この率的には、うきは市全体の人口減少よりもかなり大きな率で減少幅になっているということは、大きな課題だというふうに認識をしております。

2つの視点で考えなくてはいけないと思いますが、今、うきは市にいらっしゃる若い世代の子育てしやすい環境をどうつくるか。例えばワーク・ライフ・バランスなんかを進めながら、子育てしやすい環境をどうするかが1点と、あと、地方創生で大きな課題になっているんですが、特に都市部から若い世代、子供世代をどう呼び込むかということに尽きるのではないかと、こう思います。

いずれにしても、双方の視点で、子ども・子育て支援に我々がどのように今後手だてするかが大きな命運を握っていると思っておりますので、しっかり今回、うきは市子ども・子育て支援事業計画も策定できましたので、この計画に基づいて適切に対処していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、また具体的に、子供減少対策について、さっき

5番議員からもふるさと創生の中で、子供の支援について5項目の中の1つということでおっしゃってました。だけど、まだ抽象的なレベルになっている。そういう意味では、今回の子育て支援事業自体も、どう見ていくかというところが非常に課題であるというふうに思います。

書かれてる中身については、非常に抽象的でわかりにくい、何をどうしようとしているのか、いまいちよくわからない計画になってます。だから、逆に、こういった場で質問をしないと、その緊急性というか、逼迫性が何か伴ってないのかなというふうにちょっと思ってます。

今回、子供の医療費について中学校までするとか、いろんな具体的な手だてとかというのはあったと思います。今回、保育についてのところで、2つほど伺いたいと思いますけども、1つは、一時預かりについて、計画では、一時預かりは確保されているというように書いてあるんですけども、緊急に預かることや増加も予測して、供給体制の確保に努めるという文言が計画の中に示されております。

それから、その一時預かりについて、現在、保育園2カ所でやっております。それから、ファミリーサポートという方法もあることはある。ニーズ調査によると、ファミリーサポートのニーズが多いと。そういう意味では、何をどっちの、どういう方向に進んでいくのか、いまいちよくわかってない報告内容になっています。それがまず第一点ですね、一時預かりの件。

それから、もう一つは、病児・病後児保育について。

計画では、突発的、単発的な保育ニーズで利用の差が大きいというふうになっております。だけど、ニーズとしては非常に高い。先ほど、地域がやっぱり保育の環境というか、住みやすい環境をどうつくっていくかというところが、そういう点ではあるかと思えます。先ほど市長から、ワーク・ライフ・バランス、あるいはライフデザインとかという言葉が出ておりますけれども、まさしく、どういう子育て環境をつくっていくかというところが非常に具体的に問われている中身ではないかというふうに思います。

そういう意味では、この子育て支援事業計画というのは、つくった平成25年10月から8回に上って審議した結果の集大成であります。どういうふうに計画していくかという事務局の進め方等も非常に大きな問題点があるかというふうに思います。

そういう意味では、今言ったように、例えば一時預かりとか、病児・病後児保育事業について、どのように検討するのか、その辺、概略で結構ですから回答いただけますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、最初に、病児・病後児保育についての話でございますが、以前から答弁させていただいていますように、久留米広域定住自立圏の協定により、久留米大学医療センター内等、2カ所で広域利用が可能であります。利用児童は、いませんでした。

久留米広域定住自立圏事業は、今後、久留米連携中枢都市圏事業として引き継いでいかれます。

今年度、連携事業の検討がなされており、その会議の中で、うきは市に近い、久留米市田主丸町で事業ができないか、うきは市のほうから意見を出して、もっと利用可能な近接距離に持つていくような働きかけをさせていただいているところであります。

一時預かりの件については、福祉事務所長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 現在、一時預かりにつきましては、浮羽町地区では遊林愛児園、吉井町地区では若葉保育園で実施をしております。

その実施状況を見てみますと、今回、これ以上にふやしても、保育所のほうの負担が大きくなるというだけでございますので、これで足りていると。なお、福祉事務所のほうにつきましては、シルバー人材センターのほうにも伺っておりますけれども、シルバー人材センターにおきましても、そういうファミリーサポート、子育ての支援事業を25年、26年と計画をしておりますけれども、その部分についても利用がないということで、現在の御利用量については、現在の2カ所で足りているということで判断いたしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） じゃあ、それは逆に言えば、今のところ、そういう要望がないということで、この事業計画に載っているのは様子見だということですね。そういうふうに理解しときます。

それで、次の質問に移りますけれども、学童保育についてですけれども。

学童保育について、計画的な施設整備や指導員の人材確保と育成に努めますと、運営のあり方についても協議して安定的に努めるというふうに報告されています。

そこで、お尋ねしたいのが、この間、保護者会に委託しております。年間の協議を、昨年の協議はどのように行っているか。

それから、もう一点は、小学校との連携を密にして、計画的に施設整備を図るということで、学校の空き教室を利用した児童クラブとかいうようなことも計画として出されている。それで、学校等の位置づけと、いわゆる児童クラブというか、学童保育と位置づけが多少違うというふうに思っております。どのように、学校側と話し合っていくのか、お尋ねしたいと思います。方向性を伺いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 学童児童の対応というのは非常に重要でありますけれども、これについても担当の福祉事務所長から答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 学童保育所の支援事業計画についての保護者会での説明ということでございますが、平成27年2月に新旧会長と主任指導員を対象に新条例施行に係る説明会を開催しております。また、条例の内容を説明していくとともに、運営規則のモデル案を示して、学童保育所ごとの規約の作成についても議題としているところでございます。

2点目の放課後教室等、学校との連携の進め方でございますが、これについては、学校との連携も必要でございますが、うきは市の学童保育所につきましては、自治協議会との連携もしなければならぬところでございます。千年学童につきましては、自治協議会の建物を建てるときに、一緒に学童施設を建てておりますし、市長より答弁がありましたように、福富コミュニティセンターの改築等も出ておりますので、そちらのほうに施設を設けたらどうかというようなこともあります。

また、既に御幸地区自治協議会では、夏休みの勉強を自治協議会で見るといような形も出ておりますので、学校についても連携は必要でございますが、福祉事務所としては、そういう自治協議会とのほうの連携を深めたほうがいいのではないかと考えています。

また、もう一つ考えているのは、退職した教員の方ですね、そういう方たちに、学童保育に積極的にかかわっていただいて、学業の面の指導もしていただけたらなというようなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ここに、学童保育に係る課題について保護者の方から少し意見をいただいております。

3点ありますけども、1点は、いわゆる指導員の問題。40人までに2名以上という問題。それについて、実際には長期をした場合に、70人とかといったときに、緊急に人が集まらない状態もあります。学童保育で2人で足りるのかどうかというところをやっぱり心配されている。一番成長する時期で、情緒を確立する時期に、一人一人丁寧にかかわっていかなければならない——学童保育というのも子供の教育の一環であるというところを改めて現場としても、保護者の方も心配されているということを1つ指摘しておきたいと思います。

それから、専用区分については、先ほど、結果的に勤務証明提出をしたら入所の人数が減って、2カ所だけということです。それはどういう経過があったのかが、もう一つわからないところがありますけども、病気とか静養する場所というのも必要だということもあるかと思っています。そういう意味では、スペースの問題は非常に大変大切な問題であるということを、改めて認識してもらいたい。公設の場を保護者会が運営しているという、この苦しきの実態をやっぱり進めなければならぬ。現在のうきは市の対応で十分かどうかということを訴えられております。

それから、先ほど言いましたように、学童保育と放課後子ども教室という関係、学校側と話し合っていく場を、どうやってもったいいかと、どんな進め方をするのかというところを心配しております。

以上のように、何ていうんですかね、ことしの2月に、この新しい法律の施行等の関係で説明会を行ったということでもありますけれども、年間3,000万円を超える額を委託事業としてやっているわけですね。そういう意味では、子ども3法の執行の責任者としてうきは市があるわけですから、もっと強いリーダーシップ、責任を負わなきゃならない責務があるだろうと思います。そこを強く意識することが大事ではないかなというふうに思います。

答弁あったら。答弁がありますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の制度改正でも、子育て支援の充実の中の大きな柱に、この学童期の支援が大きく掲げられておりますので、しっかり新制度のもと、市の役割も大きくなりましたので、しっかりした対応を図っていきたくと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 次に、介護制度についてお尋ねします。

介護制度について、この間、うきは市の広報に情報が載っております。2月、3月、5月と、「互いに支える」と題して、介護保険制度改正について広報されています。3月1日号では、2025年問題との絡みも含めて、「あなたは10年後「支えられる」側になりますか？それとも「支える」側になりますか？」と市民に問うてあります。介護認定者は支えられる人で、介護申請をしてない人は支える人という誤解を与えるものではないかなというふうに思っております。

この表現についてですけれども、介護サービスを受けることが気まずくなる表現にはなっていないかというふうに思います。

それから、その後、この広報では、保険料がふえ続け、この制度は破綻してしまうというように書かれております。

それから、もう一つ、2月の時点で、2月1日の広報には、包括的支援事業の生活支援サービスの充実強化の策として、ボランティア団体などによると記載された部分がありました。いずれも、何ていうんですかね、このボランティア団体という表現の仕方についても十分に理解が共通するものかどうかというところが問題だというふうに思っております。

隣近所のごみ出しから、介護にかかわっている人たちが、近所のごみ出しから、ヘルパーとしてのごみ出しもあります。従来から介護職員の低賃金の問題も抱えております。ごみ出しがボランティアの仕事に認定されているというふうになれば、労働の対価としての評価から外れる、あるいは過小になるということの意味合いも見えます。

そういう意味では、改めてこのボランティアという概念について、こういう場合の——別にボランティアが悪いとかということじゃないですよ、表現が悪いということじゃない。位置づけについて曖昧さを残しているというところをきちんと見ておかないといけないと。今後の地域支援の論議を行う際に、介護やボランティアの急増だけではなくて、質のある、実態に合った予防対策も含めて、支援サービスをつくり上げていくということを求めたいと思っております。

今回の医療制度の改革の中で、特に、入院ベッド数の削減とか、入院日数の短縮もうたわれております。そのことで病後の支援についてのあり方も、その地域で考えていく必要が出てくる可能性があります。保健課、包括ケアセンターの人員等もふやして、うきは市の高齢者の疾患や傾向を医師会と歯科医師会もあわせて、しっかり分析して、どういったことができるのかを、きちんと検討していかなければならないというふうに思っております。

また、介護事業そのものが、地域の起業というか、そういったことにもつながるというふうに思います。そういう意味でも、地域内での経済効果の波及もあるというふうに思います。改めて、地域支援事業策定に当たって、市長がどういうふうに思っておられるか、所見があったらお尋ねしたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 大きく2点お尋ねをいただきましたが、まず、1点目の3月号の広報うきはのことでありますが、「あなたは10年後「支えられる」側になりますか？それとも「支える」側になりますか？」と、このことですが、これは、議員も御承知のとおり、政府の社会保障制度の改革の方向性で示されているのが、従来の「支えられる側」「支える側」という考え方、垣根を乗り越えて、女性、若者、高齢者、障害者等、働く意欲のある全ての人が働ける社会を目指すというのが大きな方針にあって、その結果で支える側をふやしていこうというのが、国の大きな方向性でありまして、私も全く同感で、うきは市民全ての皆さんが、健康で、生き生きと社会参画できるような世の中にしたいということで、いろんな安全創造事業とか地域支え合い事業を、今、手を打っているところであります。

そういう意味合いで、もし市民の皆さんに説明が不足していたならば、また、きちっとした格好で——曲解しないような格好で、我々も広報していきたいと、このように考えております。

今回の介護保険法の大きな改正で、非常に重要なのは、この地域支援事業でありまして、大きく2つですよ。先ほどから答弁させていただいてますように、従来の要支援1・2の訪問介護、通所介護が市町村事業になったというところの捉え方と、そして、包括支援事業の中の生活支援サービスをどう充実していくか。これ、2つともNPO等々の住民団体の参画が必要不可欠でありますので、こちらについては、まだ1年しかかっておりませんが、11の自治協議会が立ち上がっておりますので、しっかりそちらのほうとも話し合いを持ちながら、みんなで支える地域社

会をつくっていききたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 自治組織というのは、いろいろ大変だなと。福祉部もちゃんと確かにあることはあります。ただ、なかなか、地域によって温度差が、温度差というよりも、まだまだ緒についたばかりであって、これからいろいろ大変だと。具体化、やはり大変だと。

いずれにしても、この表現については、ちゃんと丁寧に留意をしていただきたいというふうに思っております。ボランティアというのも有料ボランティアと無償ボランティアといろいろありますし、どこまでがボランティアなのか、いまいよくわからないところがあります。改めてお願いをしたいというふうに思います。

それから、最後に3点目、国保の問題ですけれども、これから実際に連絡会議ですか、ワーキンググループを昨年の5月立ち上げているというようなことでしたけれども、1点だけお尋ねします。

一般会計から法定外の繰り入れが、平成25年で7,000万円、26年で1億円だったと思います。1億円ちょっと超えてるのかな。27年度からは、法改正によって、全体として事業が膨らんでいるということでもあります。特に、共同事業安定化基金だったと思いますけど、それが大きく影響しているというふうに思っております。

ただ、それを除いて、27年度予算で、国の交付金は確実に減ってきている。ことしの予算でも4,000万円ほど減っております。改めて、国保財政の変更について、この間、全国市長会、全国知事会の場で要望意見は実現できるように、市長のほうも、地方自治体が一般会計から繰り入れている額が3,500億円ぐらいあるわけですけども、国の支援、絶対的に必要になってくるといふことになると、さらにそれを上回ることが必要だといふふうに思ってます。

そういった意味では、国の支援をやっぱり強く求めていただきたいと思いますが、市長のほうで、手短に何か、国保に望む姿勢。ぜひ、決意を出してもらいたいですね。手短にお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいておりますように、先月27日に、本当に我々にとって大きな懸案でありました医療保険制度改革法案が成立をいたしました。国保というのは、厳しい財政運営を強いられているわけですが、財政支援の制度の拡充により、財政基盤を強化し、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことになったということは、非常に我々にとって心強いと思っております。

しかし、その反面、先ほど答弁させていただきましたように、幾つもの課題があるし、市町村の役割も幾つもあります。なかなか見えないところもありますので、先般、九州市長会でも議論

になりまして、まず、九州市長会の前に、福岡県市長会でも議論して、福岡県市長会の中では、近いうちに協議会を立ち上げて、代表的な市町村長と県の副知事をメンバーとする協議会を近いうち立ち上げようというような話も進んでおります。

そして、九州市長会としても、この課題についてはしっかり、いろんな課題を精査していくというふうになっておりますので、うきは市長として、しっかりそういう会合の流れについては、アンテナを高くして、しっかりした対応をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、26年度から国保税については改正されていないわけでありまして。そういう意味では、先日、今回の議会のところでも、上限についてを拡大するというところで——専決されてしまいましたけれども、改めて、これ以上の負担は、市民の非常に厳しい状態があるかというように思います。そういう意味では、ぜひとも、国への要請を強めていただきたいというふうに思っています。

ちなみに、今回、社会保障の全体、医療制度の改革について取り上げたんですけれども、ある人が、食いたいだけ食って、飲みたいだけ飲んで、糖尿病になって病院に入ってる人の医療費は自分たちが払うと、公平ではないというふうに言ってる人もいます。改めて、社会保障制度の見直しというのは、今回、国が出してきたものというのは、健康の自己責任論を法律化したものだというふうに正直言って思っています。社会で弱者の包括する応能負担の原則に基づいて社会保障はあるわけで、医療を受ける患者の自己負担だけではなくて、それは当然ありますけれども、税金や社会保障料を払って、社会全体で負担を分担することが不可欠だと思います。確かにボランティアだとか、そういう活躍の場というのも当然必要です。

そういう意味では、実際に病院でお金を払う、払って健康を維持していく、そういう環境をきちんと守っていかなければならないというふうに思っております。税の応能負担への理解が全体として進むことを求めて、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、12番、大越秀男議員の発言を許します。12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 大越でございます。今回、私は、4つの項目について質問をいたします。

1つ目は、行政区加入促進条例制定について。

2つ目で、道の駅「うきは」の活性化策について。

3つ目で、耳納クリーンステーションの操業延長について。

4つ目で、上水道整備計画についてであります。

まず最初に、行政区加入促進条例制定。決まったような書き方をしてますけれども、あくまでも仮称でございます。

ここ何年というか、この議会が始まった、私がこの町議会のころから、入ったときから、既に行政区未加入者の問題は、大きな問題として取り上げられてきております。たびたびですね。しかし、何ら妙案がないというか、解決策がないというのが現状だろうと思います。

当然、私が住んでおります吉井町の中にも、私の行政区内にもアパートがありまして、やっぱりその方が行政区に加入をしてないと。だけど、19分別ですかね、分別収集にはちゃんと持ってこられると。もう、町内もしとらんとに、あげんなやつ、してやらないかんとですかという声もあります。だけど、現在ですと、うきは市にとっては納税者でもありますから、それは拒否できませんということで、どこの誰かがわからんまま、缶とか瓶とか置いていかれるのを、私たちは当番で出て見ているわけですが、やっぱりこれは何とかできないのかなということで、先般の議会報告会の中でも、たしか小塩区だったと思いますけれども、行政区未加入者の問題が提言されました。

何とはなしに、思いつくままに、条例制定でもしたらいいじゃないですかねとか、私、発言をいたしました。改めて、勉強させてもらいました。特に、いろいろ調べてみますと、この条例制定を既に行っているところがかなりあります。特に、埼玉県が進んでおるようですね。うきは市においても、こういった、先ほどの中野議員の質問の中で、条例制定はまだ難しいという答弁があったという話も出ておりましたけれど、やはりこの問題を解決するためには、何かよりどころがないといけないと思うんですよ。住民を説得する場合ですね。ぜひ、行政区に入ってくださいと。そういった場合に、よりどころとなる、うきは市で言えば、うきは市の条例というのが必要になるかなと思います。

うきは市協働のまちづくり基本条例を見ますと、要するに、住民参加でまちづくりをという行政、議会、市民、一体となったまちづくりということが書いてありますけれども、この条例の中身は、どっちかというと、市、役所の責務と住民の権利というのが割と目立った書き方をされておりますね。ですから、なかなか行政区加入をこの協働のまちづくり条例で進めていくというのは、非常に私は難しいだろうと思います。

市民の権利じゃなくて、やはり責務。うきは市に住む以上は、うきは市に限らずですけど、Aさんがどっかの町に住む以上は、あなたもやっぱりそこでいろんな周りに迷惑もかけるんですよ。例えば、生活すればごみも出すし、瓶も缶も出すし、いろんな意味で周りに迷惑をかけるんだから、やっぱり住民として、当然、行政区に入るとするのは、あなたの責務ではないですかという、やや強い言葉で呼びかけるぐらいは、条例制定してもいいのではないかなと。ただ、法的に拘束

する、縛りつけるというのは、なかなか難しいんだらうと思いますけれども、やはり住民がみんなで協力し合いながら、そして、お互い気持ちよく、仲よく、地域生活を送れるようにということであれば、やはりこの条例制定でもして、少しでも市の未加入者問題を解決していただけたらと思っております。

そこで、行政区加入促進条例制定について。

(1) 行政区未加入の問題は、市民の福祉や災害時の対応、また、納税意識の醸成など、市行政上大きな課題であるのに、その解決策がないのが現状である。条例制定で少しでもその解決を図ったらどうかということで、市長に質問をいたします。お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 行政区の未加入者対策にかかわる条例制定についての御提案をいただきましたが、午前中の中野議員の一般質問でもお答えしましたが、うきは市協働のまちづくり基本条例に定めるように、市は、コミュニティの育成と支援を推進する立場にあり、コミュニティの基盤である行政区に加入していただくことを強く希望しているところであります。

しかしながら、区に加入していただくことへの法的強制力は見当たりませんので、行政からの強制はできないと考えております。結果として、お願いすることにとどまっているのが現状であります。

区への加入については、地域での働きかけ、お誘いを可能な限りお願いしたいと思っております。

区への未加入者対策については、うきは市だけの問題ではなく、全国の多くの市町村で課題となっていることは承知をしております。

議員から御提案いただいた行政区への加入を促進する条例については、全国的にコミュニティ再生への取り組みが活発化している中で、町内会、自治会に関する条例を制定する自治体が出てきていることは承知をいたしております。

例えば、先ほどお話がありましたように、埼玉県の八潮市や京都市等の条例が見受けられます。いずれも自治会や行政区等への参加を市民に求め、地域コミュニティの活性化を図る内容となっております。また、いずれも罰則等の定めはなく、加入に対する市民の努力義務を規定しているものと見られます。

うきは市としましては、うきは市協働のまちづくり基本条例第12条に、市民の役割と責務に――議員も御指摘がありましたように、「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任において積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない」と定めており、まちづくりの基盤である行政区に加入していただくことを間接的に条例に定めているところであり、区への加入を強く希望するところであります。

また、行政区への未加入世帯の増加につきましては、今後の自治協議会の活動にも大きく影響してくるものと認識をしております。

うきは市におきましては、うきは市協働のまちづくり基本条例がございますので、現時点では、新たな条例の制定は考えておりません。今後、条例の理念を市民の皆さんに十分理解していただくとともに、区への加入促進について、各自治協議会と協議、検討の場を持ちながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 当面、条例制定の予定はないという答弁であったかと思えます。

強制は、法的な問題でできないということで、協働のまちづくり基本条例の中の、私もそらんじておりませんが、第12条の努めなければならないと、間接的に行政区に入ってくださいということやうたってるんだとおっしゃいましたけど、僕は、ここはストレートにですね、そんな間接的なことをやっても、余り効果はないと思いますし、ストレートな条例をつくってもいいと思うんですよ。そんなに難しいことではないと思いますし。

さっき、今回の調査で766世帯、特にアパートであろう居住者が436世帯もあると。ますますふえ続けているということですよ、未加入者は。だから、協働のまちづくり基本条例があっても、ちょっと言い方悪いですけど、効果は上がってないということですね。このことに関しては、未加入者問題に関しては。

ですから、やはり、私は、多少、強制という言葉、適切ではないかと思えますけれども、やはり積極的に加入、行政区に入って、ただ、どういう形の行政区になるのかは別としまして、やはり住民の、いわゆる行政組織の中に、あなたも入ってくださいよという呼びかけをするのは、市として当然だろうと思うんですね。当然、ここにも最初うたいましたけれども、税金の未納の問題とか、使用料の未納の問題とか、そういったものの解決にも少しは役立つだろうと私は思います。

それで、その辺から考えた場合、その条例を持っておくことは、必ず将来的に、私は、役に立つと思うんですよ。5日の日やったですかね、西日本新聞に、日本創生会議が、東京の高齢者は地方に移住したほうが良いと提言してますね。適地は九州だ。しかも北九州、あるいは福岡県で北九州、大牟田、それから大分の別府、そういったところが具体的に名前が挙げられました。医療とか介護に余裕があるからということですよ。

うきは市はもちろん入ってはいませんが、福岡県であるということ、特に久留米なんか医療機関が充実してますし、うきは市内も、介護は別としても、医療機関は充実してると思うんですよ。そういったことを考えると、全国から、うきは市にも今後そういった方が移住されてくるということも想定できるのではないかなと、私は思います。

これを余り長々条例問題をやっても意味はないと思いますが、せめて検討するなり——じゃあ、検討が、条例設置が検討できないにしても、協働のまちづくり基本条例の改正をして、どうかそこに、ある程度、強く加入を呼びかけるみたいな表現も出てきたらどうかな。いずれか、市長、改めて考えていく、検討する気はありませんか。（「条例ですか」と呼ぶ者あり）条例。

条例がだめなら、協働のまちづくり基本条例を改正してでも、やっぱり住民に、新しく入った人、あるいはもう長く住んでるけど行政区に入っていない、あそこのアパートにいっぱい人がおるけど、全然、町内会に入るとらんものというのがいっぱいあるんですよね、今。そういった人たちを行政区に積極的に入ってもらうような働きかけをする条例改正、条文改正をしてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 午前中でも答弁させていただいたんですが、未加入者の問題は大きな課題と認識しております。うきは市は、新たなコミュニティ組織、自治協議会が立ち上がりました。この新しいコミュニティ組織を盤石なものにするためにも、この課題は避けて通れないというふうに考えております。

一方、中野議員への回答でも申し上げましたように、詳細な調査は、これからまたやらなくてはいけないんですが、現時点、アパート等にお住まいの方がかなりの率で入っておられないという現実を見て、そういう方が入れるようないろんな規約の改正等々の話も答弁でさせていただきました。

これから、うきは市は、地方創生の中で、都市部から人の流れをどう呼び込むかということが大きな課題であります。呼び込むに当たって、逆に呼び込みを阻害するようなことというのは、また、あっちゃならない話でありますので、その折り合いといいますか、そこんところを、実態調査をしっかり踏まえて、何が課題になっているのかをしっかりと分析して対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 検討するという言葉が出なかったので不満であります。不満でありますけれども、出た言葉の中で、新たな市外からの呼び込みを阻害するようなという表現がありました。それは、条例でそういったのをつくったら、来ようと思ってる人が来られなくなるという意味かなというふうには、私、とりましたけれども、私は、決してそうじゃないと思うんですね。住んで、本当に、その町で気持ちよく暮らしていくためには、むしろ条例があったほうが、お互いのためにプラスになるんじゃないかな。市長は、うきはのよさをどんどんアピールして、外から人を呼び込むんだと。いわゆるブランド戦略も打ち出しておられますし、入ってくる人たちには積極的に働きかけても、何ら遠慮することはないと、私は思います。

ただ、呼びかけ方が問題だろうと思いますね。例えばパンフレットをつくって、転入届、市役所に来られた方には、うきは市はこういったことをやっていますよと。あなたが、この町で暮らしていけば、当然、生活廃棄物も出すでしょう。病院にもかかるでしょう。あるいは火事とか、あるいは自然災害とか、そういったことで隣近所助け合うというような状況もあるかもしれません。そのときのためには、やっぱり町内、いわゆる行政区にちゃんと加入してくださいというふうに、やんわり呼びかければ、別にそんな遠慮することはないと思うんですよ。ぜひ、検討をお願いしたいと思いますが、最後に一言。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まさにそのとおりで、我々も、うきはのコミュニティーを武器として都会からの人の流れを呼び込みたいと、このように考えておりますが、その武器であるコミュニティーのあり方について——またいろんな、先ほどアパートの例でお話を申し上げました。一部では区入りのために、いろんなお金を積まなくてはいけないとか、いろんな課題があるわけですが、それは、行政区単位でまちまち、千差万別いろんな課題があるわけですが、そういうところをしっかりと整理して、そんな中で、うきはのすばらしいコミュニティーを武器に、人の流れを呼び込むような、そういうことを考えていきたいと思っています。

そういう意味において、先ほどから申し上げてますように、しっかり自治協議会とも——まだ立ち上がったばかりではありますが、しっかり議論をして、大きな課題でありますので、この課題解決に向けて取り組みを図っていきたい、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 最後までというか、4つ項目がありますので、これで終わりたいと思います。最後まで、まだ検討という言葉が聞こえませんでした。残念ではありますけれども、頭の中には、しっかりと入れておってほしいなと思います。こういう提案があったということですね。開発業者とか、そういった方たちとも、こういう条例があれば、開発段階から、入居者募集の段階から、取り決めが——契約書を交わすことができるんですよ。そういうことも頭に入れながら、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、道の駅「うきは」の活性化策について質問をいたします。

先般、重点道の駅に、九州地区ではたった2つ、うきはの道の駅が指定されたということで、今後、何年かというのを、私、聞き忘れてたんです。約1億2,000万円ぐらいの財政支援を受けられるということですが、その辺のことを、まずはっきりしておきたいなと思います。

それで、道の駅「うきは」の活性化策について。

今回、重点道の駅に選ばれ財政支援を受けるが、その金額は幾らか。また、その活性化策はすでにできているのか。

2つ目として、活性化策の1つとして、オートキャンプ場やEV——電気自動車のことですが、けれども、充電スタンドなどの設置をして、それぞれの愛好家に広くアピールする気はないか。

以上、2点を質問いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま道の駅「うきは」の活性化策について、2つの御質問をいただきました。

1つ目の財政支援と活性化策についての御質問と、2つ目のオートキャンプ場や充電スタンドの整備についての御質問は、関連がございますので、あわせて回答させていただきたいと思っております。

全国で35カ所、そのうち九州では、3カ所の道の駅が重点道の駅に指定され、その中に道の駅「うきは」が選定されたことは皆さん御承知のとおりであります。

さらに申し上げますと、国土交通省が直轄管理をしております道の駅については、九州内で指定されたのは、唯一道の駅「うきは」だけであります。先月、5月15日に国土交通省九州地方整備局が平成27年度の直轄事業の計画を記者発表いたしておりますが、この中で、道の駅「うきは」に関する予算は1億2,000万円計上されております。具体的な整備内容につきましては、駐車場の拡張整備やトイレ改修等が含まれております。今後、道の駅「うきは」の効率的な機能整備を図るために、国土交通省福岡国道事務所や市の関係する機関とで、重点道の駅「うきは」整備推進協議会を設置し、さらに具体的な事業内容を検討する場として、ワーキングチームを置き、現在、協議を進めているところであります。

具体的な活性化策についてであります。これは、重点道の駅に応募を行った際の企画提案書の中に盛り込まれております、その企画提案書の中で大きく3つの柱を設けて検討しております。その1つ目は、ヒト・モノ流動活性化のためのEVネットワークの構築であります。2つ目は、女性や高齢者の生き生き仕事・暮らし拠点の整備であります。3つ目は、高齢者や女性の生産品販売促進のためのうきは魅力アッププロジェクトであります。

議員御指摘の電気自動車の充電施設については、この企画提案書の整備計画に入っているところであります。これについては、今年度中に整備する予定となっております。また、オートキャンプ場については、現時点での整備計画には入っていない状況でございます。

議員が御指摘された財政支援ということですが、もっとわかりやすく申し上げますと、今回の——とにかく道の駅というのは、今、管理している直轄区間としての道路管理者である国土交通省福岡国道事務所のエリアと、そして地元市町村のエリアというふうに、ようかん切りをして、それぞれのエリアに整備を図るということでもありますけれども、まず、1点、福岡国道工事事務所管轄の部分について、今度の重点道の駅の選定を受けて、みずから、国のみずからの事業とし

て1億5,000万円を計上して、みずからが駐車場を広くし、トイレの増設、改修等を行うということであります。

そして、財政支援というのは、もっともっと広くて、私たちのエリアには、先ほど言いました電気自動車の充電施設。これは、経済産業省の予算はほぼ内諾をいただいております、10分の10でしっかりつけていきたいと、このように思っていますし、福祉を拠点にしていますので、今後、農林水産省、厚生労働省の重点に選ばれましたから、積極的に、国のあらゆる機関の支援をいただいて、当初の計画どおり、道の駅の整備に当たっていききたい、こういうふうに考えているところを御理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 国がやる部分と市がやる部分とに分かれているんだということで、改めて、そういうことなんだということが、私も知らされました。ちょっとここでお尋ねしたいんですが、あそこの北側に、西北ぐらいになりますかね。下に。円形劇場。今、シートがかかたままになっている部分ですが、あれは、どういった計画があるんでしょうか。何か工事の途中みたいですが。あれ、市民がほとんど知らないんですよ。あそこは。円形劇場の跡という看板もありますし、昔、山春村の人たちが、村総出で、ギリシャの円形劇場をまねて、ああやって野外の劇場をつくったんだということで、今、ほとんど、段のついている石垣なんかもほとんど見えませんが、ただ、シートをかけてあって、半円形状に、保存してあるみたいな感じ。何か、あれ、計画があるんでしょうか。市長が御存じでしたら。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 農民劇場跡地については、うきは市が誇る歴史的、文化的な大切な遺産だと思っております。

議員も御承知かと思いますが、大正12年に山春地区に、三春にいらっしゃったお医者さんで、安元知之先生が、何かこの地で若者の——若い人たちが集中するような、何か催しを起こそうということで、当時では非常に珍しいと思うんですが、本当に、皆さん、ほとんどそういう経験がなかったと思うんですが、あそこでお芝居の機運が盛り上がりました。今、考えてみれば、小山内薫が東京の築地に小劇場を開園したのが大正14年でありますから、その2年前に、このうきはの地で、そういう文芸活動を起こしたというのは、本当に称賛に値する活動ではないかと思えます。

ただ、安元知之先生が、非常に残念なんです、昭和2年にお亡くなりになって、あのイタリア風の野外円形劇場を思いついて、安元先生は、あそこで公演をしたかったと、このように思うんですけども、昭和2年にお亡くなりになって、それがかなわないでああいう状態になりました。

今、重点道の駅を契機として、ぜひ、あの歴史的施設をもう一度よみがえらせたいということで文化財の調査をやらせていただいているところであります。文化財の活用という視点で、この重点道の駅とあわせて、もっともっと市内外にアピールできるような施設によみがえらせたいという思いを持っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） そういうことであれば、わかりました。

オートキャンプ場については、私、夜、あそこ、道の駅の営業が終わって、夜10時とかですね、10時過ぎによく通ることがあります。結構、キャンピングカーが駐車場にとまってるんですよ。やっぱりああいった人たちにトイレだけじゃなくて、水場の提供とかいろんなことをしたらどうだろうかなど、ただ、スペース的には、私が素人で見ただけでは、何か大きい石碑がありますよね。征清と書いてありましたかね。清の国を征伐するという意味ですか。あれは。何かそういう物すごい石碑があります。あの奥から、また下においていって広く整地してありますよね。きのう行ったときは、自衛隊の車がいっぱいとまってきました、あそこに。

やっぱりああいった場所も、やろうと思えば、十分ある。ただし、私も、提案しておきながらこういう言い方をするとおかしいんですけど、オートキャンプ場という、もうちょっと山の中がいいのかなという気もしました。ただし、今度は、西見台という、あそこ通称西見台と言われます、言われるくらい、そこからは物すごく眺めがいいんですよ。夜景。こっちの東のほうから久留米方面をばっと見たらすばらしい。天気がいいときは本当にもう、甘木、それからどうかすると福岡の明かりかなというくらい、都会の明かりがぼっと見えます。それくらい見晴らしとしてはすばらしいところですから、あれを何とか生かす方法はないかなと。

もちろん夜間は、道の駅のお店も、物産館は閉まっていますから、買い物というわけにはいかないでしょう。だけど、やっぱりあそこをそういった場所に提供することで、道の駅「うきは」の話題性も広がっていくのではないかなと。ひいては、市外から人を呼び込むということに貢献できるのではないかなとこのことを感じました。このことについては、答弁は要りません。そういう提案をしたということで、ひとつ、EV——エレクトリック・ビークルというんでしょうか、の充電スタンドができるということなので安心いたしました。そういうことで、きょうは、項目が多いので、次の項目に行きたいと。

じゃあ、手短にお願いします。時間がありませんので。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） オートキャンプについては、道の駅の中でも、お隣、佐賀県の大和町というところがあるんですが、そこに道の駅「大和」があって、オートキャンプ場があります。確かに、議員御指摘のように、道の駅とオートキャンプ場というのは、確かにそういう取り組みを

やっているところもあります。しかしながら、今回の重点道の駅では、国のほうが、そういう地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型と、地域の元気をつくる地域センター型と分かれてて、うきはについては、3年前の大水害からの立ち直り等々、あれは福祉を中心とした地域センター型の重点道の駅を選択しておりますので、私としては、ぜひ、先ほどの答弁のとおり、福祉を中心に、重点道の駅、そしてまた、野外円形劇場の文化も取り入れたところをですね、もっともっと、何というんですかね、広がりのある地域の拠点としての重点道の駅を図っていききたいと、このように思います。

オートキャンプについては、近くに保木公園もございますし、キャンプできるようになってますので、オートキャンプの活用については、広い視点でまた考えていきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） その件については、よろしく願いいたします。

次の項目です。3つ目、耳納クリーンステーションの操業延長について質問をいたします。

まず、この耳納クリーンステーションは、平成30年3月31日をもって最初の協定期間である15年が終了するわけですね。その後、大牟田のRDFのリサイクル発電所については、5年間の延長がもう既に決まりました。当初、市長は、それに合わせて5年ということで、延長を関係区にもお願いするということであったかと思えます。その後、この施設は、まだ立派なものだからと、いろんな理由があったと思えますけども、あと15年は十分使えると、今まで使ってきた長さですね、もちろんまだ最初の1期が切れておりませんが、さらに15年は十分使えるんだということで、15年を提示されたり、また、その後、それを翻して5年になったりと。聞くところによりますと、二転三転しております。一体、市長の思いというのは、まず、延長については、大体何年を期間として考えてあるのかを質問したいと思えます。

そして、2つ目に、最終的には、15年で行きたいんだという話も聞いておりますので、そのことについては、関係区との調整ができているのか。あるいは、関係区から延長するのであれば、いろんな条件提示、いわゆる協定書にサインして判を押すためには、いろんな条件の要求なんかがあるのか。そういったことについて、3点について、クリーンステーションの操業延長について質問をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま耳納クリーンステーションの操業延長について3点御質問をいただきました。

1点目が、操業期間延長についての考え。そして、2点目が、15年延長について関係区との調整。そして、3点目に、関係区からの要求につきまして、3つとも相互に関連がございますの

で、一括して回答をさせていただきたいと思います。

耳納クリーンステーションが平成16年9月1日に操業を開始し、10年を経過しましたが、地元関係区の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力により運営がなされております。市民の皆様が安心して快適な生活ができるのもこの施設のおかげであり、市民の生活において欠かすことのできない施設となっております。また、耳納クリーンステーションは、燃えるごみを焼却しないで、発電用の固形燃料RDFとする施設でございますので、ダイオキシン等の有害物質を発生しない環境に配慮した施設であります。そして、しっかりメンテナンスを行っていけば、操業開始から30年間は十分に使える施設であると考えております。

耳納クリーンステーションの操業期間については、うきは久留米環境施設組合と地元関係区との間で環境保全協定書を交わしておりますが、その中では、平成30年3月31日までとなっているため、操業期間を延長するための協議を行う必要があります。地元関係区については、平成24年5月から説明会を行い、平成26年5月からは、関係区ごとに、全区民の皆様説明とお願いに上がり、その後も役員の方との話し合いを続けているところでございます。今のところ、関係区におきましては、平成30年4月1日以降、15年の延長を認めていただいている区と、5年の延長を認める区があり、一本化できていない状況でありますので、全ての区において、同じ条件で御理解を賜るべく努力してまいりたいと考えております。

また、地元関係区の要望につきましては、地域振興策として真摯に対応していきたいと考えております。今後、この施設が長く使えるように、地元関係区の皆様への御理解や、全市民の皆様へ施設の見学等を通じて、耳納クリーンステーションに対する理解を深めていただくことが重要と考えております。このため、6月1日号の広報におきまして、見開きの目立つところに、耳納クリーンステーションに対する啓発の記事を掲載させていただいているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 答弁の中に、とにかく15年で理解を求めるために努力されているという、概略そういった内容だったかなと思います。私たちも、厚生文教常任委員会で、関係区の千代久区の方々と懇談会を持ったことがございます。もちろん懇談会ですから、結論というか、そういったものは引き出しておりません。懇談を受けた後の結論というのは出しておりません。ただ、参加した議員の中には、懇談を通じて、それぞれの議員がいろんなことを感じているだろうと思うんですね。その中の一人として、私は、きょう質問いたしております。

千代久区の方針というのが、概略、とにかく47億円もかけてつくった施設。だから、やっぱり長く使うということは、市民の利益につながってるんじゃないかということ。それから、当然、その間、いろんな公害、俗に言う公害ですね、体の被害から、自然に与える被害から、いろいろあると思いますけれども、そういったことも起きてないということを改めて知らされました。そ

して、何よりも、施設に一番近くに住んである方が、時々、夜、音がすると。ゴーっという音が。だけど、それは自分の我慢の範囲内だということで、そういった市の財政、そういったものも考えた場合、15年でいいと思うという、恐らく、これは苦渋の決断だろうと思うんですよね。その方にとってはですよ。本当は、夜の安眠が阻害されるようなことがあってはなりません。だけど、それは、一住民として許容できる範囲の騒音だということで、決断してもらっております。15年というものにですね。

ですから、私も——今、市長もあえて言われましたけれども、町なかに住んどって、ごみは毎週月曜と木曜日に、生ごみはとりに来てくれる。何も考えんで、表に出しとけば市が回収してくれるということで、ありがたいという意識さえも、日ごろはないんですね、やっぱり。出しとけば持っていってくれるというぐらいしか。だから、市長が今言われたように、広報であそこはどういった施設であるか、見学会をも含めて市民に理解を求めると、広く考えてもらうために、ああいう広報もしたんだということをおっしゃいました。

改めて自分のことを振り返ってみると、ああ、自分たちもやっぱり無関心だったなと思うんですよ。あそこの横を通っても、そんなに別に汚れてるとか、騒音が出てるとか、そういったことも感じないものですから。だけど、やっぱり関係区の人たちは、それだけの苦勞を、ここ——今が11年、12年目ですかね、今、入っているのは、の間、されてこられたんだなと、苦勞されてこられたんだなということで、非常に頭の下がる思いがいたします。

だけど、今度のこの操業延長に関して、関係区の千代久の方々が15年でいいじゃないかと。ましてや、あそこで働いている従業員の方も、仮にこれが5年ずつ更新していかにかいかんということになってくると、身分の保証も不安定になるだろうと。そこで、ぽんと15年を打ち出してもらえれば、雇用に関しても安定的な雇用という、雇われる、働く人にとっても当然安心して働ける。そういった、結構プラスの面が多いということで、私は、個人的には15年を支持するものです。市長も15年ということで、関係区の意見調整に向けて鋭意努力されているということですので、そこを明確に、市長は、何があっても15年で行くんだという、それだけの強い決意があらわれるのかどうか、そこを、ぜひ、私は、聞きたいなと思います。一言どうぞ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御案内のように、耳納クリーンステーションは、今現在、千代久区に施設が設置されております。この耳納クリーンステーションの建設に当たっては、合併市制前の浮羽郡3町の中で大きな課題でありました。そして、その候補地も二転三転しながら、町を二分するような大きな課題であった中に、地元の方ですね。（「手短に。手短にお願いします、知っておりますから」と呼ぶ者あり）はい。地元の方が、本当に苦渋の判断でこの施設を受け入れていただいたことは、本当に心から敬意と感謝を申し上げる次第でありまして、今日、うきは市民、

そして久留米市田主丸の皆さんが、安心して快適な生活が暮らせるのも、この施設があるからこそだと、このように認識をしているところであります。

繰り返してありますが、耳納クリーンステーションは、燃えるごみを焼却しないで、発電用の固形燃料RDFとする施設で、大事に使っていけば、操業開始から30年間は十分使える施設であると考えております。また、久留米市の平成28年度からの新ごみ処理稼働に伴う今後の動向、うきは市における人口減少、少子高齢化に伴う、一層厳しくなる財政状況、全国的なごみ処理施設の長寿命化対策等を踏まえて、できるだけ長く使っていただきたいと考えておりますので、引き続き地元の御理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 今、久留米市の話が出ました。私も、前期までは、施設組合の議員もさせてもらっておりました。榎原市長が副組合長でありますので、榎原市長に質問したこともありました。もしRDFが、ここがもう使えなくなったときは、これは仮の話ですよ、久留米市の新しくできていく宮の陣の焼却場で、うきは市のも焼いてもらうことはできんですか、そげな考えないですかということ、お聞きしました。ストレートに。もちろん苦笑いしてありました。当然、いや、それはできませんよとか、できますよと言えるはずもないんですけども、そういった選択肢の1つとして——可能性はあるかないかは別として、そういうことも提言させてもらったこともあります。

ただ、今度、これが5年延長であれば、久留米市は、もう、その5年間だけおつき合いをして、うきは市に。あとは撤退するんだという話も聞いております。15年であつたら15年間おつき合いすると。おつき合いという言葉は適正ではないかもしれませんが。そういった話も聞いておりますので、ぜひとも、私は、15年で、久留米とうきはと仲よく協力し合いながら、ぜひ、やってほしいな。それは、当然、うきは市民の、久留米市民の利益につながるか、そのあたりはちょっと不明ですけども、うきは市民の利益につながることは絶対間違いないことですから、それは、ぜひとも15年に向けて市長に頑張ってもらいたいというふうに思います。

仮に、15年、いや、5年を千代久以外の関係区の方々から、5年更新をとということでも、それを、いや、15年でということ強引に推し進めることができるのかどうか、そこはかなりポイントだろうと思うんですよね。どこかの時点で、協定書に署名捺印なしで延長ができるのか、そこいらもありますので、もう、うきは市は15年で行くんだと、あくまでも5年は認められないということで、強引にそれが推し進められるものなのかどうか、その辺の見解をお願いしたいなと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しになりますが、今、関係区、一本化できてない状況であります

ので、全ての区において同じ条件で御理解を賜るべくしっかりした努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 今のがどういった意味なのか、私は、頭が悪いのでわかりませんが、基本となるのは、私は、環境監視委員会の操業当初からのずっと今までのデータの中で、いわゆる公害というものが起きてないということが基本だろうと思うんですね。公害は起きてませんよと。それから、施設は、いわゆるRDFをつくる施設で、高温でいろんなものを燃やしたりとかやる施設でもないから、施設は十分まだ30年は耐え得るんだという、その2つがよりどころになるんじゃないかなと思うんですよ。

当然、協定書というのは、何かあったときは、即、責任を持って組合側がそれを対処しなければならないということになってますので、当然、何かあれば、当然、市が責任を持つ、組合が責任を持つということになってくることになると思いますけれども、今までの実績からいけば、その心配はないと。だから、仮に協定書に署名捺印してもらうにしても、その後、何かあったときは、即、組合が責任を持って、これは対処するんだという条項があれば、私は、もう15年で十分ではないかなと思います。なかなか、市長も15年で行きますと明言されませんので、非常に歯がゆい思いはしますが、そこいら、どうですか。きちっと明言されては。ここで。

今、初めて、傍聴席を見らせてもらったら、関係区の方もかなり来ておられるみたいですので、やっぱりそこが皆さん聞きたいんじゃないかなと思うんですよ。市長、最高責任者ですから、やっぱり堂々とどっちだということを、はっきりここは明言されていていいと思いますよ。ぜひお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 引き続き、地元の御理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） ちょっと不満が残りますね。それで御理解が得られない場合はどうなるんですかということになりますよ。やっぱり明言してください。市長は、いつも言われるじゃないですか。例の合所の水を云々のときにも、非常に重く受けとめております。丁寧な説明という表現で、そういったいつも答弁がありますけれども、じゃあ、具体的にどうするのかというのがないと思うんですよ。やっぱり正々堂々と——来年、市長選挙がありますから、その辺が気になるのかなと思う——そんなことはないでしょう、まさか。ここは、市長の施政方針ですから、きちっと、私は明言されて、賛成派の方がおろうと、反対派の方がおろうと、堂々とやってください、そこは。ぜひお願いしたいと思います、そこは。

もう、私、あと一つ、大事な質問があるんですけど、そっちを犠牲にしても。やっぱり、質問した以上は、どうでもいいことじゃないんですから、これは。非常に大切なことですよ。市民の生活にとって。それと市の財政にとって。ですから、やっぱりそこはきちっと明言してほしいと思います。お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 大変、我々の努力がまだ行き届いてなくて、関係区が一本化できてない状況でございますので、全ての区において同じ条件で理解を得るべく、最大限の努力をしてみたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 私が想定した言い回しでの答弁がなかなか出ません。だけど、じゃあ、私が改めて、15年に向けた強い決意の言葉だと、今の言葉を受けとめていいですか。いかんですか。いかんということになると、どっちともとれるということになってきますよ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 何度も言うようでございますが、耳納クリーンステーションは、大事に使っていけば、操業開始から30年間は十分に使える施設だと、このように認識をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） いや、それは私に言わんでいいですよ。それは私に——私もそれはもちろん知りたいけれども、わかっています。だけど、それは、ここで私に言ってもしょうがないことで、やっぱり関係区の皆様に、そういった、こうこうやって、十分使える施設であります。過去、操業以来、今まで公害等も一切出ておりません。市の財政から見ても、15年使うことは、大きく財政に貢献する本当の意義があるということで、きちっとやっぱり説明していいんじゃないですか。困ったようなそういう顔しなさらんで。（「困ってません」と呼ぶ者あり）いやいや、簡単でしょう。15年で行きたい。もう15年で皆さんを説得します。びしっと言えばいいことです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 全ての区の皆さんに同じ条件で理解を得るべく、本当に最大限の努力をしてみたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 今の市長が口にできる最大限の表現だということで、私も受けとめます。ぜひ、それに向かって、100%の努力、120%の努力を、ぜひ、お願いしたいと思います。

時間がほとんどなくなりましたけれども、次の質問をします。

上水道事業計画についてであります。

市長は、あくまでも小石原川ダムを水源とする前提で上水道計画、そして、それに伴う議員との勉強会——いわゆるアンケート調査に向けてやっておられます。私も、どうしてもという要件がありまして、勉強会を1回だけ休んでおりますので、大変申しわけないんですけども、その中で、市長は、このアンケート項目について、案の中では、水源をどこにするんだというのが明示されておられません。あくまでも、それは、明示してないということは、小石原川があくまでも前提だということだろうと思います。しかし、ちょっと、さっきの質問の中で出ましたけども、小石原川ダムに水利権を求める市民の署名2万984名でしたですかね、の結果が出たときに、市長は、この2万984名の署名の数というものに対しては、非常に重く受けとめておりますという発言をされました。そして、このことについては、市民の皆様丁寧に説明をしながらということもおっしゃいました。そこの重く受けとめるということと、丁寧な説明をするということの意味合いをここではっきり言ってほしいなと思います。

それから、もうついでに言いますけれども、水源が小石原川ダムという表現ですけども、私は、水量の裏づけは小石原川ダムにあるんだと。水源はあくまでも——ここからちょうど荒木まで30キロですよ、直線距離で。30キロですよ。我々の真北から見た筑後川より、さらに30キロの下流の水を使うんですよというのが正しい言い方と思うんですよ。小石原川の水を使うんじゃないんですから。あれは、あくまでも水利権として、水量を小石原川に設定したというだけの話で、水は、筑後川のここからさらに30キロ下流のところから持ってくる。その水が水源になるわけですよ。でないと市民は勘違いします。小石原川ダム水源というと、小石原川だ。すぐそばやき、ええかと。そんなもんじゃないと思うんですね。これは言葉のあやで。合所ダムの水というたら合所から持ってくるんですよ。

この間、中村哲さん、アフガンで活躍してある。講演会がありましたよね。市長、行かれましたか。あえて行かなかった。来てほしかったですね。僕は、市長が、小石原川ダムだち、その立場でもいいと思うんですよ。やっぱりああいう人たちの話も聞くという、包容力というかな、欲しかったなと思い、非常に残念でした。抜き差しならぬ用事があったと言われりゃもうそれまでですけど。すばらしい話でした。

こういう計画があるんですよという話、私、質問しました。そしたら、ちょっと考えられて、30キロも下流から、標高差どのぐらいあるかは別として、それ、ここまで逆送してくる電気エネルギーすごいですねと。合所ダムは、我々より、頭の上にあります。地球には重力というのがあります。ポンプ使わんでいい、電力使わんでいいという意味じゃないですけども、30キロ下流から逆送するのと、合所ダムから自然落下を利用して、地球の重力を利用して水を持ってくるのと、おのずと地球に対する優しさは違うんじゃないですかということは言われました。

市長は、うきはブランドの推進の最高責任者ですよね。合所の水は、うきはブランドには入らないんですか。これは、すごいブランドだと思いますよ。少し高くつくとか、いろんなこと言われますけれども、大体ブランド品ちゃ高いです、何でも。それはちょっと余談になりますけれども。

私は、もうちょっと時間がないから、これは議論をする余地がなくなりましたから、次回に回しますけれども、アンケートの中に、水源をどこにするという項目をぜひ入れてほしいと思いますが、どうでしょうか。もしアンケートをとるなら。もうその1点、きょうはその1点で、私は終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 通告では、上水道整備計画について3点、お尋ねいただいていたんですが、アンケート項目についての御質問についてのみ回答させていただきます。

上水道の水源に関する検討を正式に始めたのは、平成8年に旧浮羽郡3町で上水道研究協議会を立ち上げてからであり、平成13年度に策定した浮羽郡上水道基本計画において、福岡県南広域水道企業団に加入し、小石原川ダムに参画する案が最も費用が安価ですぐれているとされました。

平成14年には、福岡県の筑後地域広域的水道整備計画において、旧浮羽郡3町を含む7町は、小石原川ダムを水源とし、福岡県南広域水道企業団からの受水による広域的な水道整備が最も合理的かつ効率的であると明記され、同年、小石原川ダムに係る水道用水の必要量について、福岡県から照会があり、旧町の議会、全員協議会に諮った上、回答しております。

平成17年度には、小石原川ダム建設事業に要する費用の負担について、うきは市として同意し、現在、ダム建設事業が進められているところであります。小石原川ダムに参画を表明して間もなく10年が経過しようとしております。

平成31年度にはダムの完成が予定されている中、アンケートで改めて水源をお尋ねする考えは持っておりません。このため、勉強会の中で御提示しているアンケート調査票の案の中に、水源に係る質問は設けていないところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） もう発言はできません。質問の中で、市長にも大変失礼なことを言ったかなと思いますけれども、それは、私の強い気持ちのあらわれということで御容赦願いたいと思います。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、12番、大越秀男議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。3時30分より再開します。

午後 3 時 17 分休憩

午後 3 時 30 分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、6 番、上野恭子議員の発言を許します。6 番、上野恭子議員。

○議員（6 番 上野 恭子君） 6 番、上野恭子です。本日、最後の一般質問となりました。許可をいただきましたので、質問に入ります。

その前に、先ほど、うきは市の高齢者率 30.7%というお話がございました。全国平均で 32%、出生率も 1.42 人となり、本当に人口減少問題が目の前にやってきております。うきは市も本当にモデル事業としていろんな事業をいただくことについて、目の前の問題をどう解消していくかと、各省庁も本当に頭を悩ませていることだと強く感じております。私は、45 歳までは世界の日本人であり、45 歳を過ぎたら地域の日本人との思いを持っております。しっかりと地域問題を少しずつでも解消し、盛り上げていくことが、各市町村の問題解決にもつながっていくものと思っております。

以上のようなことを思いながらの質問でございます。

まず、本日の質問は、4 ついたします。

1 つ目に、文化財や伝統工芸品を使った活性化について。

2 つ目に、業務委託について。

3 つ目に、18 歳選挙権に向けた取り組みについて。

4 つ目に、AED 救急対応について。

4 つの質問をいたします。

まず、文化財や伝統工芸品を使った活性化についてです。

文化財のお披露目や活用についても、活性化に大いに期待できるのではなかろうかという思いからの質問でございます。

文化財については、保護と活用があって初めて文化財保護法があると思っております。活用についてはどのように行政では考えているか、お尋ねをいたしたいと思っております。地元が文化財を知ること、理解をしなければならない。また、建物、埋蔵文化財、書物、自然等、いろんな文化財がありますが、保護と継承について考えていかなければならないと思っております。地域の歴史や環境を知る上で、かけがえのないものであります。国民共有の財産であり、保護、保存が求められております。

以上のような活用があって初めて長く継承をしていけるものだと思っております。先祖からの贈り物を上手に活用し、次の活性化につなげることも大切なのではなかろうかと思っております。

行政のお考えは、いかがでしょうか。

また、2つ目に、鏡田屋敷、居蔵の館、広々とした和室が数多くありますが、観光のお食事どころ、茶屋どころとして経済効果を上げるための活用は考えられないのかということです。鏡田屋敷は、当初、郡役所の官舎として建てられたと聞いておりますし、居蔵の館は、農産物加工、製造、販売することで、膨大な富を得た大地主さんの分家であると聞いております。このような広々とした建物がありますので、どうにか活用ができないかというところであります。

観光のおいしいところ、経済効果を考えていくべきと思うわけでございます。どうしても集客までの努力はして、他に経済効果が逃げているということが、長年抜けていると私は思っております。大切な地元経済効果が必要であります。他市への経済効果のお手伝いになっている状況ではなかろうかと思っておりますし、しっかり広告、周知をし、集客までしたら、動いたら最後まで市の活性化につなげること、このことは大変重要と思っております。風景の見どころ、それから、うきはのおいしいものの紹介、そして、次の人から次の人につなげる観光、集客をすることを心がけることがとても大事だと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、3つ目、50年以上脈々と受け継がれた一の瀬焼——平成25年に一般質問をいたしました、県の伝統工芸品としての申請はどうなったのでしょうか。また、一の瀬焼活性化の案として、焼き物を埋め込んだ歩道——仮称ではありますが、一の瀬の散歩路をつくる考えはないかという提案でございます。伝統、文化の周知として、ロマンのある歩道は、活性化にすばらしく光が当たると思いますが、県の伝統工芸品としての認可はどうなったのか。50年以上は過ぎております。一の瀬焼の伝統継承を考える中で、1つの節目であると思っております。次の世代につなげる、継承する、このことも問題がかかっております。ぜひ、お考えをよろしく願います。

1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま文化財や伝統工芸品を使った活性化について、3つの御質問をいただきました。

まず、1つ目が、文化財の保護と活用についての御質問であります。御指摘のとおり、文化財保護法第1条に「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」と明記されております。このような中、うきはの重要な資源である文化財を将来にわたり引き継いでいくためには、昨今の財政状況を勘案しますと、単に費用をかけて保存、保全することは難しい状況になっているのが実態でございます。このために、持続的に文化財を守っていくためにも、経済的な波及効果を発生させる形で活用を図っていくことが重要であると認識しております。

うきは市内には、多くの文化財が存在しますが、例えば珍敷塚古墳や日岡古墳に代表される装飾古墳は全国的に知られており、また、整備基本計画の策定を進めております国指定史跡、屋形古墳群では、今もなお、手つかずのまま現存する墳丘の古墳群が体感できます。このようなうきはの歴史を語るすばらしい資源を、その価値を高めながら、いかに活用すべきかについて、整備基本計画におきます検討を進める中で、十分に議論を深めていく必要があると考えております。

また、市内には、白壁、しっくい、重厚な町並みが形成されている吉井地区と山村集落や棚田の風景が臨める新川・田籠地区の2地区が、重要伝統的建造物群保存地区に選定をされております。この中で、新川・田籠地区では、災害復興のシンボルとして、現在、注連原住宅の再建築に取り組んでおり、宿泊可能な文化財公開施設としての整備を進めているところでございます。

このように、市内に点在している古代から近代までの各時代を彩る文化財を貴重な観光資源として捉え、豊かな自然と歴史探訪をテーマに、広く周知を行い、地域の活性化に結びつくよう活性化してまいりたいと考えております。

2点目が、鏡田屋敷と居蔵の館の活用についての御提案でございますが、両施設につきましては、国土交通省街なみ環境整備事業にて、平成8年度に居蔵の館、平成9年度に鏡田屋敷の保存修理工事を行い、地区住民の街なみ形成活動の一環として、また、観光、交流などの拠点として活用することを目的に、非営利的な公開施設として整備し、運営を行っております。

議員御指摘のように、両施設におきまして、有償で飲食物の提供を行う場合、国への用途変更の手続とあわせて、食品衛生法に基づく厨房等の施設改修が必要となります。このような中、両施設とも、オープンから既に20年近くが経過し、経年劣化による営繕工事が必要な時期が来ておりますので、これにあわせて、施設整備の用途変更も視野に入れて、活用のあり方について検討を行うことが現実的であろうと考えております。

検討の中では、民間のアイデアを生かした事業提案を広く公募するなどし、文化財としての固有の価値を損なうことなく活用を図ることができるよう、進めてまいりたいと考えております。

3点目が、一の瀬焼について、県の伝統工芸品としての申請と、焼き物を埋め込んだ歩道整備についての御質問であります。平成25年12月議会での一般質問において、上野議員より、一の瀬焼を福岡県伝統工芸品として申請できないかという御質問をいただき、その時点で、既に福岡県商工部中小企業振興課と申請に向けて議論を進めているところと回答させていただいておりました。その後、平成26年2月に、一の瀬焼協同組合から県に対し申請書を提出しておりますが、幾つか問題点が指摘され、受理までに至りませんでした。

特に、問題となった点は、産地としての一体性についてであります。福岡県特産工芸品に指定される場合は、名称、伝統的な技術・技法、伝統的に使用された原材料、地域が公示されることとなります。ここで公示された技術や技法で製造されたもののみが、福岡県知事指定特産工芸品

としての一の瀬焼を名乗ることができ、それ以外の技術や技法でつくられた製品や作品は、一の瀬焼と名乗ることができないという事態が生じます。御承知のとおり、一の瀬焼の窯元6件は、それぞれが持つさまざまな作風、焼き方により技術を磨き合って今日に至っている経過もあり、これが伝統的な一の瀬焼の技術・技法であると統一するには難しいものがあります。

次に、一の瀬焼の活性化案として焼き物を埋め込んだ歩道の整備についての御提案でございますが、現在、公衆トイレ等のデザインに、一の瀬焼を埋め込むなどの取り組みを行っているところであります。議員の御提案の焼き物を埋め込んだ歩道につきましては、今後、一の瀬焼の活性化方策を考えていく中で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。

文化財は、保護と活用があつて、初めて文化財保護法であるという市長からの答弁でありました。文化財は、ただ、直しておくだけでは何もならず、しっかりうきは市をアピールする共有の財産であります。ぜひ、そのことを頭に置いての、今後の財産活用をよろしくお願ひしたいと思います。

また、うきは市を多く知っていただき、人口増にもつながるものであります。小塩小学校に行かれている和田さんのおばあちゃまも、本当にネットで、うきは市を知り、非常にすてきなところだということで、何もつてのないところから、うきは市に、デュアルライフで二地域生活ということでおいでいただいております。いろんなところからつながりになるものでありますので、ぜひ活用の部分を考えながら、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

また、2番目の居蔵の館、それから鏡田屋敷の件についてですが、本当に、厨房と言え、なかなか大変なものも、大がかりなものもあるかと思っておりますので、食品衛生法に基づきということであれば必要とも思いますが、お弁当、それからお菓子とスイーツの店は、日本でも非常に強いものがありますので、スイーツの店、お茶所としての活用を、それぞれの場所でするといったことも非常にいいのではないかと思います。この活用をしていくと、本当に、うきは市は強いものがあると思っております。まずは、大型バスで来られるようであれば、人数を把握し、セラピー弁当でもいろんなおいしいものがありますので、そういうものを提供しても済むと思ひますし、建物の御近所にはスイーツのおいしいお店がたくさんございます。そういうものを紹介しながら、常に活性化に——この時代ですから、本当にチャンスを見逃さず紹介していく、そういう姿勢が非常に大事ではなからうかと思っております。このうきは市を維持していくためにも、大切な、譲られないところでもありますので、頑張っていただきたいと思います。

また、3つ目、50年以上の一の瀬焼、焼き物のお店に行きますと、継承の問題がしつかりのしかかっているようでもあります。暮らしていけなければ継承することはできませんというお言葉

をいただいております。先ほどの答弁にありましたように、技法・技術の面でひっかかっているというところでありましたけれども、50年はとうに過ぎていると思います。1つの節目でありますので、市のほうからも常に県のほうに訴えていただくというような熱意を持って要望を持っていていただくというようなことも検討をよろしくお願いします。1回行っただけじゃなく、熱い思いを働きかけていただきたいと思うわけであります。

一の瀬焼のほうは、いつも見ますけど、なかなか——浮羽の袋野隧道と思えば、もっと手前にありますけれども、光の当たりにくいところにあるような気がいたします。こういうことも窯元の方との相談で、学校給食等の器の利用とか、また、地元の飲食店やら等の焼き物の利用とか、価格を御相談し、周知を兼ねた利用ということも考えていかなければならないのではなかろうかと思っております。

また、今後、観光部門で、市のほうもいろんな計画をされていると思いますが、一の瀬焼の歩道、歩きながら、あら、こんな焼き物がうきは市にあるんだという周知にもなると思います。ロマンもある道路としてつくり上げてみたらいかがでしょうかと思います。50年以上たつ一の瀬焼ですから、光を当てるということをやっていただきたいという思いで一般質問をいたしました。

総括的にもう一度答弁をいただきまして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 午前中でも答弁させていただいてますように、今、地方創生の総合戦略をやらせていただいているんですが、やはり、うきはにあるものを生かす、地域資源と物、そして人材、人に尽きるわけでありましたが、この中で、地域資源の中で、議員御指摘の文化財とか伝統工芸品とか、こういうものは、重要なうきはの宝でありますので、こういうものを生かしたまちづくりというのをしっかり今後も行ってまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 県への、県伝統工芸品の指定、もう一度アピールをよろしく願いいたします。その答弁を聞いて次に移ります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私も、何度も福岡県商工部観光物産振興課、福岡県知事特定特産品工芸品民芸品認定の担当部署に足を運んでいるわけでありましたが、先ほど答弁させていただきましたように、やはりこの統一性というのが大きな課題、特に、技術・技法での統一性が大きな課題であります。今、一の瀬焼のPRで、私ども陶器祭りでもそうなんです。一の瀬焼の売りは、ここにも書いてますように、それぞれの窯元が独自の陶風、作風で競い合っているというところが大きな目玉でありますので、この指定を受けることによって、一の瀬焼のシンボルがなくなるという可能性もありますので、非常に、6件の窯元も話が分かれているところでありまして、な

かなか強引に踏み切ることができないというのが率直な感想であります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） わかりました。それぞれの技法のよさがなくなっていくというようにあるというふうに捉えました。この件は、また窯元のほうにも足を運んで、いろいろとお話を聞いていきたいと思えます。

それでは、2番、委託についてです。

この委託についての質問は、議員になったときから、どこまでが委託なのかなと考えておりました、個人的に。営業をし、事業拡大をして、そして、市の活気、活性化につなげ、雇用創出をしながら行くのが委託だろうか。ただ単に、じっとと言ったら語弊がありますが、無難に営業するのが委託なんだろうかということがあったものですから、思い切った質問といたしました。

委託については、いろんな業種があります。本当に、数え切れないぐらいの業種があります。基本的に、どこまでが業者に委託なのをお尋ねでございます。

I Tの業務委託もあれば、緑樹——木の手入れの委託もあれば、まさに建物をお貸して、食事どころ等の委託もあれば、いろいろあると思えますが、事業計画書提出については、事業内容までの提出なのか、それとも内容を色濃くして、より以上のものと仕上げていく目標を組み込んだ委託なのか、必ず結果を求める内容なのか、市内活気、活性化につなげた営業をも含んだ委託なのかをお尋ねをいたします。

また、2つ目には、重複するところはあるかと思えますが、市の委託の思惑と望む結果は何なのかということをお尋ねをいたしましたので、事業について委託料は、もともと市民の税金であります、最終的に何を求めた委託なのか。結果を求めない委託はないと思えますが、何を、いつまでに、どうするの委託なのか、このようなのをしますまでの委託なのか、きちっと結果を求めますよの委託なのか。どの業種であっても、委託として最低、委託業者に求めるものが共通にあると思えますが、それは何なのかをお尋ねをいたします。

また、この委託について3番目、福祉関連事業所、今まではなかったと思えますが、午前中も非常に話題になりましたレガート——高齢者の見守り事業、ああいうところも委託選定の中に入ってくる可能性もございます。平成25年4月から施行された障害者優先調達推進法を十分に理解され、熟知されて選定をしていただきたいという思いからの質問でございます。

民間は、本当に自由な事業計画で出されますが、福祉は、しっかりと縛りの中の事業計画、そのことの理解がされてあるのかどうかということです。結局、例えば土日開設とか、時間延長とか、いろんな部分で、まずは、市、県への申請、それから許可を取り、認可となるようなことで、しっかり時間がかかります。こういうことを踏まえた上での福祉の評価をしていただきたいと思うわけです。

今、国は、人口減少問題に直面し、高齢者や福祉関係の方にもしっかりとその地域を盛り上げていただきたいという思いのいろんな提案がなされております。遅かれ早かれ、こういう事業所関係もしっかり委託の中に参入してくるものと思われま。そういうことからしての質問であります。厚生労働省は、25年4月、障害者優先調達推進法をスタートさせております。指定管理委託があるとすれば、十分御理解の上での審査を改めてお願いするものですと書かれております。すなわち、法を熟知しておくことと思います。障害のある人が自立した生活を送るため、経済的な基盤確立をすること、それから施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化すること、この法は、国や地方公共団体等が率先して、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要措置を講ずることを定めたものであります。委託の推進等も同じでございます。行政機関関係者の方には、法律の趣旨を御理解いただきますよう、また、障害者就労施設への発注拡大をお願いいたしますと記されております。しっかりと今からあるであろうことに向けて、推進法を熟知していただきたいという思いからであります。

以上、3つを質問いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま業務委託について3点の御質問をいただきました。

1点目が、市が発注する委託業務についての御質問であります。現在、市では、業務の内容に、高い専門性が求められるもの、職員が行うより、はるかに効率的かつ安価に実施することができるものについて、委託業務として発注しているところであります。

具体的な例を挙げて申し上げますと、まず、専門性が求められるものとしては、市有施設の電気保安管理、空調設備の保守点検、不動産鑑定・登記、測量、設計・監理監督、健康診断、予防接種、電算システム保守管理、同ソフト開発・改修、水質検査、各種の計画策定業務などが挙げられます。

次に、職員が行うより効率的に実施できるものとして、庁舎の警備、清掃、樹木の剪定、消毒、除草、庁舎間バスの運行などがありますが、これ以外にも、多岐な業務に渡っているのが実態でございます。

いずれにしても、委託契約を締結する場合は、地方自治法施行令に示された随意契約ができる場合を除き、市が作成する業務内容を記載した仕様書に基づき、指名競争入札により事業者を選定するケースが一般的となっております。

また、価格だけでは判断が難しい事業については、今申し上げました入札方式ではなく、プロポーザル方式を導入しています。現在、プロポーザル方式を導入している主な事業は、指定管理者の選定、各種計画策定にかかわる委託業務となっております。

プロポーザル方式では、事業者から出された提案書に基づき、提案された事業内容、価格等を、

当該発注のために組織した選定委員会のメンバーが総合的に評価し、選定を行っています。また、多くの場合では、プレゼンテーションをあわせて実施し、事業者との質疑応答を行うことにより、評点の精度を高めるよう対応を図っております。

なお、公共施設の管理については、平成15年に行われました地方自治法の一部改正により、一部管理以外の管理委託制度がなくなり、民間事業者も参入できる指定管理者制度が導入されました。指定管理者制度は、議会の承認を受けた事業者が——指定管理者になりますが、施設の管理運営全般を代行する制度であります。本市も、平成18年9月より導入を進め、道の駅「うきは」、総合福祉センター、うきはアリーナ等で指定管理を行っているところであります。

どこまでが事業者の委託なのかとの御質問でございますが、原則として、委託する業務内容は、仕様書に明記された業務内容になります。もし事前に示した仕様書の内容が具体的に判断しづらいときは、入札や提案書提出の前に、事業者側に具体的業務内容を説明するようにしております。また、事業の実施の段階におきましては、事業者との連携を密にして、仕様書に基づく業務が円滑に進捗するよう、対応を図っているところでございます。

2つ目の御質問が、委託事業に対して、最終的に求めることについての御質問であります。入札等により委託契約をした事業者は、仕様書で示した業務、それは当然、契約書にも掲載しているところでありますが、それを堅実に実行することが求められます。したがって、契約書に記載された業務を着実に遂行することが事業者としての責任であり、市としても求めることとなります。業務委託を行うことは、それが市民サービスの向上に結びつくものであることが必要であると考えております。市といたしましても、市民の満足度が高まるよう、十分配慮して、事業の実施に当たっているところでございます。

3点目が、福祉関連事業所の選定についての御質問であります。関連する法律として、平成25年4月1日から、障害者優先調達推進法が施行されました。この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や、在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するために制定されたものであります。

この中で、市町村は、年度ごとに障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務づけられております。うきは市においては、障害者就労施設等からの物品等の推進を図るための方針を平成25年度に定め、調達の方針について、うきは市ホームページで公表しております。

平成25年度の実績ですが、物品の調達については、慰霊式で参列者に配布する線香セットや自殺対策用啓発グッズを障害者支援施設より購入いたしました。

一方、課題もありまして、機会の平等性から、シルバー人材センターや地元中小企業にも配慮

をしなければならないこと、また、市が行っている入札等参加者選定方法において、現在の入札方法では、障害者を多く雇用していること等を反映させる仕組みになっていないのが実態であることが挙げられます。このような課題への対応も含め、吉岡副市長を本部長として、うきは市役所障害者優先調達推進プロジェクトチームを設置しています。

プロジェクトチームでは、市役所内の担当者への啓発を行うとともに、障害者支援施設への継続的な発注ができるよう取り組んでいるところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 委託についての3点の質問でございましたが、いろんな専門性があるものは専門にということ、まず当然だろうと思っております。委託料に匹敵する仕事であるということ。それから、剪定におきましては、過去に、高い剪定委託料だったのを、議員全体が認めるような金額に下がったという例もございます。本当に、今は、目に余る料金というのを感じないわけでありませうけれども、委託業者に対して、やはり私は、委託をいただくということは、うきは市民であるという思いで委託先は仕事をしていただきたい。そして、委託も大きい委託から、小さい委託までありますが、委託であることには間違いのないわけでありませうので、事業者努力をしっかりとやっていただきたいという思いからの質問であります。

ただ単に委託と言いますけれども、委託1つでも雇用を拡大することはできますし、市の活性化につなげることはできます。企業誘致等を、しっかり声を大にして言う中に、小さい委託でも、幾つか寄せれば非常な力を発揮するわけでありませうので、事業者努力をしていただく。そのことに、市も委託をするときには、努力をお願いする。しっかりとそこを見据えた委託をするということをお願いしたいというわけですね。契約を交わす時点でないと、委託をしてしまった後では伝わらないということはありません。しっかりと委託契約をする中で、そのことを伝えていただきたい。そして、うきは市を盛り上げる委託業務をしていただきたい。そのことをお願いする委託への質問であります。

また、委託への熱い思いということ、2番目に聞きましたけれども、委託で活性化、そういうことを、重複すると思えますけれども、そのことをしっかりと伝えながらの結果を求める委託。委託でも、本当にどうされているかなと思うような部分も感じるところもありますので、委託をする際に、そういうところを事業者へ伝えながらの委託、結果を求めておりますよ、うきはの住民として活気、それから活性化につなげる委託でありますよということをお伝えしていただきたい。そういう委託をお願いしたいと思えます。

また、福祉関連事業所、この推進法、熟知をしていただきたいという思いがありますが、何せ縛られた中の事業所にしてみると、入札でございますので、そういうところもわかりながら、台帳項目も本当に少ない中で、やっぱり入札をするわけでございます。そういうこともかみ合わせ

ながら、しっかりやる気のあるところへは委託をしていただくと。そして、しっかり結果を待っていますよというような委託。そういう魅力ある入札の仕方をお願いしたいと思います。

もう一度、答弁をいただいて——取りとめのないような感じでしたけれども、委託について、活気につながる委託をお願いしたい。そして、結果を求める委託であること。そして、福祉関連は、推進法の熟知をお願いしたいということですが、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のように、業務委託というのは、もともと市役所の中で職員がやっている業務を外注化するものであります。我々は、これを労務提供型の契約と、こう称しているわけではありますが、それが非常に高い専門性を有する、職員ではやれない、外部しかやれないもの、あるいは職員がやるよりも、より効率的にやるものということで、外部の外注化を図っているところであります。議員御指摘のように、地域経済の活性化という意味合いでいきますと、国のほうも積極的にアウトソーシングを推奨しておりますので、我々も行政改革の一環として、いろいろ御議論はあるかもしれませんが、スリムな行政組織をするためにも、積極的に民間事業者を活用したアウトソーシングには努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） よろしく願いいたします。

それでは、3番、18歳選挙権に向けた取り組みについて質問でございます。

総務省では——18歳に向けた義務教育現場での最小限のやらなければならないような対応があるのではなかろうかという思いからの質問でございます。

総務省では、平成28年3月から18歳選挙権施行を検討中とありますが、学校教育での政治や選挙に関心を持つ、あくまで中立性のある学習は考えてあるのか。うきは市の教育委員会のほうでは、どう考えてあるのかをお尋ねです。政治に参加することの大切さ、参加することへの努力をすること、また、社会のことは自分のことなんだと思う機会をつくること、世界では国レベルの若者の教育がされていると聞きますが、うきは市教育委員会でのお考えはどうかをお尋ねいたします。

まず、世界で191カ国のうち、18歳選挙権は92%、176カ国ございます。また、18歳、19歳が日本では240万人と言われております。メリット、デメリットとして、20歳と18歳の考え方に大きな差はあるのかというようなことも言われておるようでございますが、20歳以上の選挙権、日本のような選挙権は、今のところ14カ国ということでございます。この18歳の選挙権に向けた、うきは市の考え、そういうものを教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 18歳選挙権に向けた取り組みについての御質問ですが、今国会で6月中旬に法案が成立し、来年夏の参議院選挙からの適用が確実と報道されているのは承知いたしております。

選挙年齢の引き下げは、1945年に、それまでの25歳以上の男子を、二十以上の男女に変更して以来、約70年ぶりのことでもあります。今回の改正につきましては、若い人の意見が政治に反映され、政策実現につながり、いろいろなところで効果が出るのが期待されています。

しかしながら、改正に伴う課題もございます。まず、若者が選挙に参加するために、政治への関心を高める主権者教育が、学校教育の現場で必要になってきます。また、既に検討がなされていると報道されていますが、民法上の未成年者である18歳、19歳についても選挙運動が解禁となり、違反を犯した場合の処分についての検討が必要となります。現在、検討されている公職選挙法の改正案では、選挙の公正、その他の観点から均衡を勘案しつつ、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるとしており、民法や少年法の見直しを促しているものと理解しております。

次に、学校教育現場での対応ですが、小・中学校の学習につきましては、文部科学省が示している学習指導要領に基づいて指導しています。現在、政治や選挙にかかわる学習では、小学校社会科第6学年で、国会などの議会政治や、選挙の意味について、選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであることや、選出された国会議員は、国民生活の安定と向上に努めなければならないことなどを指導します。

また、中学校社会科第3学年では、民主政治と政治参加について、選挙は主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として、主体的に政治に参加することの意義などを指導いたしております。

文部科学省では、裁判員制度など、新たな仕組みが導入された際には、学習指導要領を改訂し、その意味と意義について取り扱うように明記するとともに、教科書の改訂を行いました。今回、検討されています18歳選挙権につきましては、政治的中立の観点もあり、文部科学省の学習指導要領等の改訂を待って、適切に指導してまいります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） わかりました。文部科学省も動きがあっているということがございますね。また、小学校6年生、それから中学校にかけて民主政治についてとか、いろんな教育がなされているということがございますが、お尋ねでございますが、この学習指導は、どの程度されておられるのでしょうか。ちょっと教科の中で走り出てくる程度でございますか。

それと、今、教育長のお考えとして、18歳選挙権が――選挙に向けた対応として、今の文

部科学省の動きはあるということですが、今の体制で、子供が選挙に参加できる能力があるとお考えでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 実際、小学校、中学校で指導している内容につきましては、学習指導要領の中で、例えば政治の働きと国民生活、あるいは国会などの議会政治や選挙の意味、あるいは地方公共団体や国の政治の働き、そういったふうに結構詳しく学習をいたしておるところでございます。

この18歳選挙権につきまして、子供たちが学んで、果たして力がつくのかという御質問でございますが、これは、状況から言いますと、やはり高校教育の割合というのが非常に高くなってくるのかなと考えております。ただ、そこに至りますまでに、小学校、中学校で身につけておかなければならないもの、公民的資質につきましては、学習指導要領の改訂等を待って、きちんと指導してまいりたいというのが私の考えでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

私の思いは、今はほとんどが高校に行かれますけれども、そういうチャンスを逃す子もいるわけですので、義務教育の中である程度はやっておかななくてはいけません。なかろうかというように思いもありましたものですから、このことをお尋ねしました。

いずれの子供たちも、自分の考えが社会に反映するんだというようなことですね、あくまでも中立の立場ではありますけれども、住みやすい社会へ参入していくんだ。それから、しっかりと社会のことは自分たちのことなんだと思うこと、それから、そういう機会をつくることは重要と、大変思っております。誰もが受ける義務教育の中で、社会のことは自分のことなんだと思うこと、そういう機会をつくることの重要さをしっかり私は思ったわけです。そのことが選挙への導きとなるのではないかと考えております。もう本当に、中立性のある、そこだけがわかっていたら、選挙に対する教育は十分なのではなかろうかと思っております。そのことだけを義務教育の中で反映していただければいいのかなと考えております。

選挙に関心を示し、社会のことは自分のことと思える有権者であるよう、最低、義務教育の中で示すことが大事なのではないかという思いからの質問でありましたが、文部科学省もしっかり中立の観点で動いているということですが、まさに、この18歳選挙権教育というものは、ともすれば、教師の思いが流れていくようなこともありますので、非常に難しいのは私も存じております。うきは市の教育委員会のほうでどういうふうに捉えているかということ伺いたいという思いもありまして一般質問したわけですが、さっきの答弁の中では、文部科学省の

動きに準じていく、県の動き等にも準じていくというようなお考えと捉えさせていただいてよろしいということでございましょうか。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘のように、こういう学習を展開する際には、やはり政治的中立ということ、指導する側も十分踏まえておく必要がございます。そういった観点を踏まえまして、文部科学省、あるいは県教育委員会等の学習指導要領等の改訂を待って、この主権者教育を大切に進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ぜひ、よろしく願いをしておきます。大切なことですので、ぜひ、よろしく願いをしておきます。

それでは、最後になりますAED救急対応についてでございます。

ことしの3月にムラおこしセンターで、市内外より120人ほどの集客をした際、年に4回、文化連合のほうでかかわってやっておりますが、遠くは島原から、本当に、八代、いろんなところからお客様がおいでになります。その中で、来客の方よりお尋ねがありました。ここにはAEDがないのですかという質問でございました。私も、それまでは、余りにしておりませんでした。生涯学習課のほうにあるのは存じておりましたが、今は、本当にAEDというのは常識的なものになってきておりますので、しっかりそれが目についたのだと思います。

ムラおこしセンターといえば、本当に夜の集客が多い場所でございます。夜に多くの高齢者の方も来るところでありましたので、AEDのことが非常に気になり、このことについての質問をしたわけでございます。

AEDについては、市民の意識が非常に高くなっております。学校とか自治会館、集合施設などへの設置と使用状況がどうであるかお尋ねをいたします。

中学校等に行きますと、職員室にはありますが体育館にはないというような状況でもありました。また、自治会館のほうに行きましたところ、講習はしっかりと消防署がしていただきますということですが、現物がないので、どうにもなりませんということでありました。ムラおこしセンターは、先ほど言いましたように、設置がありません。生涯学習センターのほうに、走っていかなくてはならないという状況です。老人ホームも、先日行きましたところ、ないようでありましたが、嘱託医業務があるので、また前のほうが原鶴温泉病院ですというようなことでもございました。

いろんなところで、今、本当に急に倒れる方も多うございます。また、倒れても使用方法がわからないと、これまただめなものでございますが、集客場所に、なるべくならば設置をお願いしたいなという思いがありました。

ところが、これは、1台——外国製はとても高いんですが、日本製で25万円から31万円します。台数を当たれば、相当の台数になると思いますが、まず、設置状況、それから使用状況、設置と使用状況をお尋ねしながら、2番に入ります。

AEDの設置場所については、一番近い設置場所の表示、張り物を考えたかどうかということ。千年の小学校には玄関に張っておりました。また、不足分に対しましては、非常に、財政的に、うきは市も無理があると思いますが、今、地方総合戦略事業計画をしていると思いますが、この中に組み込めたらお願いできないかなと思って質問したわけです。

小学校等も、本当に体育館などにも、とても欲しいということでもございました。また、自治会館も夜の集客などがありますので、本当に1台は欲しいというようなことでもございました。こういうことを完備しながら、事業計画の中に組み込んでいただければ、本当にありがたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまAED救急対応について2つの御質問をいただきました。

1点目が、AEDの設置状況と使用状況についての御質問であります。AED、いわゆる自動体外式除細動器の設置状況につきましては、市内の小・中学校、保育所、文化会館、市民ホール、道の駅「うきは」、うきは市役所庁舎等の公共施設の32カ所に設置をしているところでございます。しかしながら、例えばスーパーや銀行等の民間の施設における設置状況につきましては、全てを把握しているわけではございません。

また、使用状況につきましては、浮羽消防署に確認しましたところ、平成25年度から平成27年4月までの間における使用実績はないとの回答でありました。なお、市では、9月9日の救急の日に合わせて、普通救命講習会を実施しているところであり、その講習会の実施項目の中に、AEDの使用法に係る講習も含まれております。今後とも、こうした講習を通じて、AEDの普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

2つ目が、AEDの未設置場所への対応と地方版総合戦略への組み込みについての御質問でございます。AEDの設置につきましては、公共施設のみならず、民間の施設でも導入が進んでいるところでありますが、先ほども申し上げたとおり、民間施設の設置状況を網羅的に把握することは困難であります。したがって、AEDの未設置施設について、そこに一番近い設置場所を表示することが難しいものと考えております。

なお、日本救急医療財団のホームページでは、AED設置者みずからの申請により、その設置場所を公表しております。これは、スマートフォンの普及が進む中、任意の地点で最寄りのAEDを検索するための有効な手段になると考えられます。このため、少なくとも、公共施設につきましては、申請を進めてまいりたいと考えております。

また、地方創生に係る地方版総合戦略につきましても、国の方針としては、将来的なAEDの設置箇所数といった事業そのものの目標値ではなく、事業を実施した結果として、住民にもたらされた便益に関して数値目標を定めることが求められます。

このような国の方針に鑑みますと、AEDにつきましても、その便益を数値目標化することが難しいことから、AED増設を総合戦略に組み込むことはなじまないものと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） この総合戦略の中には、組み込めないというようなことでありましたが、こういうものの予算取りをするような国の事業、予算、そういうものはあるのではないかと思います。ないのでしょうか。お尋ねです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 現時点では、AED設置に向けての誘導するような補助制度というのはちょっと見当たらないし、ましてや民間におけるそういう補助制度というのは、今のところ承知をしてないところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） AEDといえば人の命にかかわることですので、まち・ひと・しごと——人は大事なことと、ここにもうたっております。市長も上京の折には、しっかりと、これは、どこに、厚生労働省でしょうか、訴えていただきたいと思います。よろしくお願いをいたしたいと思います。

中学校も、体育館に欲しいと、本当にぜいたくを言っているわけでも何でもありません。5年ごとに点検が必要ということでございますが、点検をすれば長く使えるものでありますし、現場の職員の先生方も非常に安心であるというようなことでありました。まずもっては、小学校の体育館、それから集合施設、それから自治会館も今から活発に動くわけでございますので、そういう努力をよろしくお願ひしたいと思いますが、もう一度答弁をよろしくお願ひします。（発言する者あり）

もう一度言います。自治会館とかですね、それとか学校、いろんなところでAEDが不足しているの、希望をされております。ましてや、ムラおこしセンターもそうでございますが、そういうところに、やはりAEDを欲しいというようなことであります。さっき言われましたように、消防の訓練等はしっかりされておるとことは聞いております。しっかりされておりますけれども、AEDがないというような状況で、自治会館のほう等も非常にAEDを設置を希望されておりますので、何か国のほうで予算取りができるようなところがあれば。（「上野議員、時間で」と呼ぶ者あり）済みません、よろしくお願ひをしておきます。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日は散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時31分散会
